

令和6年度 認証評価

# 鈴鹿大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和6年6月

## 目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	43
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	54
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	67
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	73
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	73
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	78

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鈴鹿大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年6月30日

理事長

箕輪田 晃

学長

水谷 明弘

ALO

乾 陽子

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt;学校法人の沿革&gt;

大正 2 年	堀榮二が米国留学から帰国し名古屋市に「英習字簿記学会」を創立、初代校長に就任
大正 4 年	享栄簿記英語学校認可(阪本名古屋市市長命名の「享栄学校」認可)
大正 7 年	実業学校令による乙種認可校となり「享栄貿易学校」と校名変更
大正 14 年	「享栄商業学校」と校名変更
大正 14 年	実業学校令による甲種商業学校に昇格、「享栄商業タイピスト学校」独立
昭和 19 年	「享栄女子商業学校」と校名変更財団法人享栄学園を設立
昭和 21 年	創立者堀榮二急逝第 2 代理事長・校長に堀敬文就任
昭和 23 年	学制改革により「享栄商業高等学校」、「享栄中学校」として新発足
昭和 26 年	学校法人享栄学園となる
昭和 29 年	「享栄幼稚園」開園
昭和 38 年	「鈴鹿高等学校」開校、享栄学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 40 年	「享栄中学校」廃校
昭和 41 年	「鈴鹿短期大学(家政科)」開学
昭和 42 年	「享栄商業高等学校」を「享栄高等学校」と校名変更
昭和 44 年	鈴鹿短期大学家政学科第 3 部認可
昭和 48 年	享栄学園創立 60 周年記念式典挙行
昭和 58 年	「享栄高等学校栄徳分校」開校、享栄学園創立 70 周年記念式典挙行
昭和 59 年	享栄タイピスト専門学校にビジネス情報科新設
昭和 60 年	「享栄高等学校栄徳分校」を「栄徳高等学校」として独立開講 「享栄タイピスト専門学校」を「専門学校享栄ビジネスカレッジ」と校名変更
昭和 61 年	「鈴鹿中学校」開校
平成 6 年	「鈴鹿国際大学」開学、享栄学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 10 年	「鈴鹿短期大学」を「鈴鹿国際大学短期大学部」と校名変更
平成 12 年	第 3 代理事長に堀敬史就任
平成 15 年	享栄学園創立 90 周年記念式典挙行
平成 18 年	「鈴鹿国際大学短期大学部」を「鈴鹿短期大学」と校名変更
平成 22 年	第 2 代理事長堀敬文逝去、「専門学校享栄ビジネスカレッジ」廃校 第 4 代理事長に杉山榮子就任
平成 23 年	第 5 代理事長に佐治晴夫就任
平成 25 年	第 6 代理事長に垣尾和彦就任、享栄学園創立 100 周年記念式典挙行

平成 26 年	法人分離により、学校法人享栄学園、学校法人愛知享栄学園、学校法人鈴鹿享栄学園発足
平成 31 年	第 7 代理事長に市野聖治就任
令和 4 年	第 8 代理事長に箕輪田晃就任

<短期大学の沿革>

昭和 41 年	4 月	鈴鹿短期大学(家政学科)開学
昭和 42 年	3 月	栄養士養成施設として厚生大臣指定
	4 月	家政科を家政専攻と食物栄養専攻に専攻分離
昭和 44 年	2 月	家政学科第三部認可
	4 月	家政科を家政学科に名称変更
		家政専攻に養護教諭養成課程を設置、養護教諭コースとする
		家政学科第 3 部を設置
昭和 59 年	4 月	商経学科新設
昭和 62 年	4 月	家政専攻・家政コースを服飾科学コースに変更
		商経学科が男女共学制になる
平成元年	3 月	家政学科第 3 部廃止
	4 月	家政専攻に食文化コース新設(定員増認可)
平成 2 年	4 月	家政学科の家政専攻に食文化コースを設置
		教職課程廃止〔中学校教諭 2 級普通免許状(保健)〕
平成 3 年	4 月	家政学科が生活学科に、家政専攻を生活学専攻に、養護教諭コースを養護教諭・福祉コースに名称変更
		生活学科、男女共学となる(養護教諭・福祉コース除く)
		生活学専攻入学定員を 100 人から 150 人に、商経学科入学定員を 100 人から 150 人に期間限定変更
平成 4 年	4 月	養護教諭・福祉コースが男女共学となる
平成 6 年	4 月	商経学科募集停止
	6 月	生活学専攻に生活コース設置
平成 9 年	3 月	商経学科廃止
平成 10 年	4 月	校名を鈴鹿国際大学短期大学部と変更
		生活学専攻入学定員を 150 名から 60 名に、食物栄養専攻入学定員を 50 名から 40 名に変更
平成 12 年	4 月	生活学専攻生活コースを生活情報コースに変更
		教職課程廃止〔中学校教諭 2 種免許状(家庭)〕
		生活学専攻期間限定入学定員 60 名を恒常的入学定員 60 名に変更
平成 16 年	4 月	生活学専攻保育士コースを設置
		生活学専攻入学定員を 60 名から 90 名に変更

平成 17 年	4 月	生活学専攻とこども学専攻に専攻分離
		こども学専攻に教職課程設置〔幼稚園教諭 2 種免許状〕、食物栄養専攻に教職課程設置〔栄養教諭 2 種免許状〕
平成 18 年	4 月	校名を鈴鹿短期大学と変更
平成 19 年	4 月	こども学専攻入学定員を 50 名から 70 名に変更
平成 21 年	4 月	生活コミュニケーション学研究所設置
平成 22 年	4 月	生活学専攻に生活コミュニケーションコース設置
平成 23 年	4 月	生活学科を生活コミュニケーション学科に学科名変更
		生活学専攻を生活コミュニケーション学専攻に、食物栄養専攻を食物栄養学専攻に専攻名変更
		専攻科健康生活学専攻（2 年課程）設置
		教職課程設置〔養護教諭 1 種免許状〕
平成 24 年	3 月	郡山キャンパスへ移転
平成 27 年	4 月	校名を鈴鹿大学短期大学部と変更
		鈴鹿大学短期大学部、生活コミュニケーション学科こども学専攻入学定員を 70 名から 90 名に変更
平成 28 年	4 月	専攻科こども教育学専攻（2 年課程）設置
		教職課程設置〔幼稚園教諭 1 種免許状〕
平成 28 年	11 月	鈴鹿大学短期大学部創立 50 周年記念式典挙行
平成 29 年	4 月	生活コミュニケーション学専攻の学生募集停止
		こども学専攻入学定員 90 名を 50 名に変更
平成 30 年	4 月	生活コミュニケーション学専攻廃止
平成 31 年	4 月	専攻科学生募集停止
令和 2 年	4 月	専攻科廃止
令和 3 年	4 月	こども学専攻に教職課程設置〔小学校教諭 2 種免許状〕

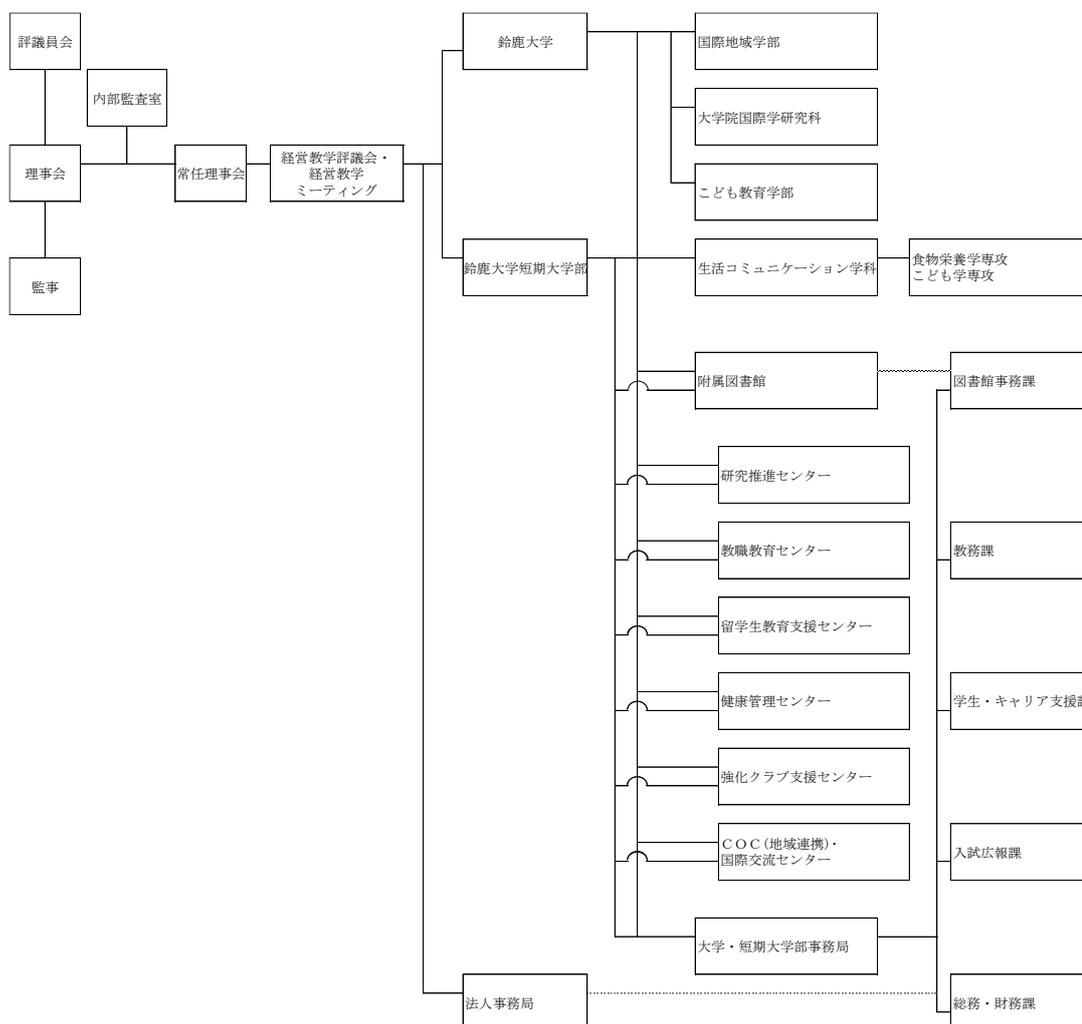
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鈴鹿大学 (大学院含む)	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	180	730	494
鈴鹿大学 短期大学部	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	90	180	58

### (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在



### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

鈴鹿市の総人口は195,016人（令和6年3月31日現在）であり、平成22（2010）年をピークに減少に転じている。社人研推計によると、令和27（2045）年では、156,407人と予想され、平成27（2015）年の人口から約4万人の減少が見込まれる。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分でみると、年少人口と生産年齢人口は一貫して減少する見込みとなっているが、老年人口は一貫して増加する見込みとなっている。

鈴鹿市（総人口）の「自然増減（出生数と死亡数の差）」については、平成27（2015）年度までは出生数が死亡数を上回る「自然増」であったが、平成28（2016）年度に初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」になった。「社会増減（転入数と転出数の差）」については、平成20（2008）年度まで転入数が転出数を上回る

転入超過「社会増」であったが、平成 21（2009）年度からは転出数が転入数を上回る転出超過「社会減」が続いた。平成 29（2017）年度は再び「社会増」となっている。現在、日本人人口は「自然減」「社会減」であり、外国人人口は「自然増」「社会増」である。

三重県全体の人口は、平成 17（2005）年の 1,866,963 人をピークに減少に転じている。同じく社人研推計による令和 27（2045）年では、1,430,804 人と予想され、平成 27（2015）年の人口 1,815,865 人から約 38 万 5 千人の減少が見込まれる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
三重県	60	96.8	37	75.5	31	100	41	93.2	36	97.3
愛知県	0	0	1	2.0	0	0	0	0	1	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	3.2	11	22.4	0	0	3	6.8	0	0

三重県内の内訳

地域	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
鈴鹿市	23	38.3	9	24.3	4	12.9	9	22.0	5	13.9
四日市市	7	11.7	5	13.5	5	16.1	6	14.6	3	8.3
津市	12	20.0	9	24.3	8	25.8	8	19.5	10	27.8
松阪市	5	8.3	5	13.5	4	12.9	7	17.1	6	16.7
伊勢市	6	10.0	2	5.4	4	12.9	2	4.9	3	8.3
鳥羽市	0	0	0	0	0	0	1	2.4	1	2.8
志摩市	1	1.7	1	2.7	0	0	0	0	0	0
その他	6	10.0	6	16.2	6	19.4	8	19.5	8	22.2

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は昭和 41 年 4 月に開学し、当時三重県唯一の栄養士養成施設として今日の礎を築いてきた。平成 24 年には東に伊勢湾、西には鈴鹿山脈が眺望できる小高い丘の上に立地している鈴鹿大学郡山キャンパスへの移転を行い現在に至っている。

キャンパスの所在地は鈴鹿市（人口約 20 万人）であるが、津市（人口約 27 万人）、亀山市（人口約 5 万人）に隣接する地域であり、これら近隣の市を中心に事業所、学校、保育所、幼稚園などに多くの卒業生を輩出している。栄養士および保育士・幼稚園教諭ともに、地域社会における高等教育機関の一翼を担うと共に地域社会から大きく期待されている。亀山市教育委員会とは幼児教育の充実等に関することで連携・協力体制にある。県内高校との高大連携授業、教員の出前講座、一般市民への公開講座など本学の教育・研究成果を地域に還元し、広く地域社会へ学びの場を提供している。

本学の立地を活かし、鈴鹿市社会福祉協議会とは災害発生時に相互に連携・協力する体制を整えており、毎年連絡会議と防災訓練を行っている。

■ 地域社会の産業の状況

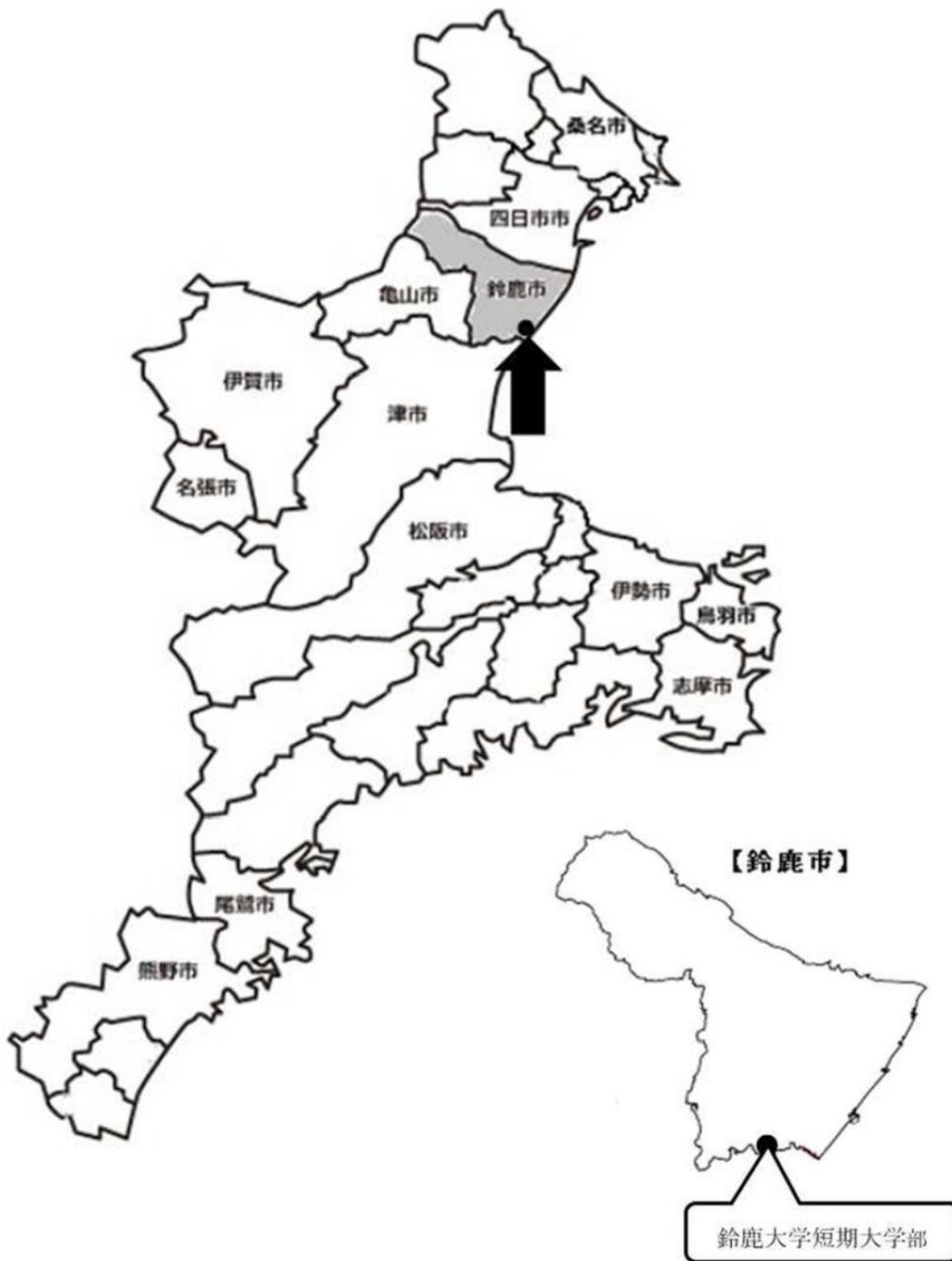
鈴鹿市は日本のほぼ中央に位置し、海や山などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれている。また、産業と文化がバランスよく発展を遂げ、自動車レースの最高峰「F1」が開催されるモータースポーツのまちとして全国的にも知られている。

農林水産業については、豊かで恵まれた自然環境から、古くから農業、漁業が盛んに行われている。サツキやツツジなどの植木が盛んであり、また収穫前に覆いをかぶせる「かぶせ茶」は全国有数の産地である。

産業基盤の礎となる本田技研工業株式会社鈴鹿製作所の立地に伴い、裾野の広い自動車産業の恩恵を受け、同所を中心として、さまざまな素材を用いた自動車部品の製造・加工業など自動車関連産業の集積が進み、輸送機械器具製造業が鈴鹿市の産業において大きなウエイトを占めている。

昭和 37 年に「鈴鹿サーキット」が開設され、多くの国際レースなどに直接・間接的に参加し、究極の競争で鍛え抜かれた技術を活かし、レース用の車両や部品などの特殊用途製品のほか、医療・福祉、エネルギー、航空宇宙産業への応用展開、自動車部品の試作や量産へのフィードバックなど活躍の場を拡げている。製造業ばかりではなく商業・サービス業も活発であり、鈴鹿市はバランスのとれた産業構造を形成している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理の状況は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19（2007）年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき、「学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程」「学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程」を整備している。

公的研究費運営管理規程では、最高管理責任者を学長とし、統括責任者として副学長又は学部長を任命、コンプライアンス推進責任者は、大学院国際学研究科、学部及び附属図書館並びに大学・短期大学部事務局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、適正な執行・不正防止に努め、研究者に対しては研修会を実施している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	准教授	原 仁志	(鈴鹿大学 ALO)
構成員	学 長	水谷 明弘	(大学・短期大学部学長、事務局長)
構成員	教 授	今光 俊介	(副学長、国際地域学部長)
構成員	教 授	田中 利佳	(副学長)
構成員	教 授	細井 和彦	(学長補佐)
構成員	教 授	上田 ゆかり	(こども教育学部長)
構成員	教 授	富本 真理子	(大学院国際学研究科長)
構成員	教 授	梅原 頼子	(生活コミュニケーション学科長)
構成員	教 授	松下 奈美子	(入試広報委員長)
構成員	教 授	乾 陽子	(学生・キャリア支援委員長、ALO)
構成員	准教授	石川 拓次	(教務委員長)
構成員	事 務	堤 秀紀	(法人事務局長代理)
構成員	事 務	生川 幸紀	(総務・財務課長、入試広報課長)
構成員	事 務	金原 美也子	(教務課長)
構成員	事 務	鹿島 孝之	(学生・キャリア支援課長)

### ■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することを目的として、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部合同の自己点検・評価委員会を設置している。

構成員は、大学及び短大の学長、大学及び短大の副学長、大学学部長、研究科長、短期大学部学科長、事務局長、総務・財務課長、教務課長、学生・キャリア支援課長、入試課長、その他学長が指名する者と事務職員である。構成員は、所属する学部・学科との連絡調整を図っている。

委員会は毎月定例開催しており、委員会内に設置するFD・SD推進部会とIR推進部会の活動も含め、年間を通して評価活動を推進する体制を取っている。

委員会に付議する事項は、次のとおりとなっている。

- (1) 自己点検・評価の方針、点検・評価項目に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 認証評価に関すること。
- (4) 自己点検評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (5) その他、自己点検・評価に関し、学長が必要と認めること。

学長は委員会の審議に関する事項について、必要に応じ教授会の意見を聴いてこれを決定することとなっている。また審議された事項の実行に当たっては、会議終了後学園稟議規程等に基づき、権限者の決裁を得た後に行わなければならないとなっている。

自己点検・評価委員会にはFD・SD推進部会とIR推進部会が置かれており、それぞれの推進部会の運営については、それぞれの規程に定められている。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

## [区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## &lt;区分 基準 I-A-1 の現状&gt;

本学は、「誠実で信頼される人に」を建学の精神に掲げるとともに、教育理念「本学の建学の精神を体し有能な職業人として知識・技能を身につけ、社会が望む信頼される近代人として資質を高めるために、平素の学業に精励する」を掲げている。教育の目的については、鈴鹿大学短期大学部学則第 1 条に「本学は、教育基本法および私立学校法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」と定めている。

具体的な学習目標は下記の通り、「あてになる人物になろう」「働くことの喜びを知ろう」「全力をふるって事にあたる体験をもとう」「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」「正しく日本を愛し、国民的視野を広げる人になろう」の 5 つを掲げている。

## 1. あてになる人物になろう

あてになる人物とは、頼りになる人、信頼できる人、頼もしい人のことである。付和雷同しない思慮の深さと意志の強さをもつ人、和して同じない勇気をもつ人である。お互いに不信をいだかなければならないような社会ほど不幸な社会はない。現代人の危機は、人間がお互いの信頼性を欠いている点にあるのではなからうか。

## 2. 働くことの喜びを知ろう

日本人は、本来勤勉な国民である。戦後の荒廃から立ち上がり、今日の経済的繁栄をもたらしたのは日本人の勤勉さの賜である。勤勉な資質の裏付けがあってはじめて、豊かさを享受することができ、生活にゆとりを持つことが可能となろう。われわれは自己の仕事を愛し、仕事に忠実であり、仕事に打ち込むことができる人でなければならない。

## 3. 全力をふるって事にあたる体験をもとう

勉学であれ、スポーツであれ全力を傾けて打ち込むことが望ましい。例えば、スポーツで、炎天下体力の限界ぎりぎりまで、強力な精神力で自己に打ち克つといった体験をすることが非常に貴重である。こうした体験は、本人の自信にもつながり、実社会に出ても大いに役立つことであろう。実社会でスポーツ選手が歓迎される所以もここにある。

## 4. 感謝の気持ちと畏敬の念をもとう

創立者は、感謝の念の強い人であった。仏教に帰依し、昭和 5（1930）年に享栄寺本堂

を建立したのもこの感謝の念からであった。

たえず不平不満を感じる人ほど不幸な人はない。小さな好意や親切にも感謝できる人は幸福である。感謝の念に裏付けられて社会は明るくなり、健全な進歩が期待されるのである。また、われわれは生命の根源に対して畏敬の念をいだくべきである。われわれは自ら自己の生命を生んだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命があり、宇宙の生命がある。ここにいう生命とは、単に肉体的な生命を指すのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源に対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もこれに基づいて生ずるのである。

#### 5. 正しく日本を愛し、国際的視野を広げる人になろう

創立者は、長らくアメリカに滞在し国際的視野を身につけ、技術的にはアメリカのものを多く導入したが、精神的には強く日本のよさにひかれ、国を愛する念が強かった。今後ますます進展する国際化時代を迎え、国際社会で活躍していくためには、正しく日本を愛し、その上で、国際的視野を広げ、異文化を理解し、人間愛に基づく広い視野をもって、国際社会の要請に応えていかなければならない。

今日、世界において、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところが極めて多い。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めずして、その価値を無視したり、その存在を破壊しようとする者は自国を憎むものである。われわれは日本を正しく愛さなければならない。

建学の精神「誠実で信頼される人に」は、教育理念、教育の目的とともに明確に示している。また、建学の精神は、教育基本法や私立学校法に基づいて「社会が望む信頼される近代人の育成」や「地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成すること」を掲げているため公共性を有していると考えられる。

建学の精神、教育理念、教育の目的は、ウェブサイトで公表し、学内外へ表明している。学生に対しては、キャンパスガイド、年度始めのオリエンテーションや、卒業必修科目「総合演習」において専攻別に指導を行っており、学内において共有している。さらに、毎年実施する教育後援会では、保護者にも説明し共有している。教職員に対しては、年度初めの研修会で学長、理事長から説明され、新任の教員についても、着任後速やかにオリエンテーションを実施し、学長から建学の精神、教育目的・教育目標について説明をしている。

また、建学の精神は、玄関前ホールに額入りのものを掲示、さらに学内の各教室にも掲示しており、常に、来学者、学生、教職員に周知している。

これらのことから、建学の精神や教育理念は学生や教職員に浸透し、学内外において共有していると言える。

#### [区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を

締結するなど連携している。

- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、教育・研究成果を地域に還元し、また学びの場を提供することを目的として、子どもから大人まで対象とした公開講座を実施している。公開講座などの地域社会への貢献については、COC（地域連携）センターを中心に企画・運営している。COC（地域連携）センターでは、教育・学術の国際交流及び地域社会の教育・文化の向上に資することを目的として、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 COC（地域連携）センター規程に基づき以下の事業を行っている。

- (1) 行政、諸団体等との連携業務及び協定締結に関すること。
- (2) 公開講座運営規程に基づく講座の企画・運営に関する事業
- (3) 海外大学等との協定締結に関すること。
- (4) 学術交流及び学生交流に関すること。
- (5) 学生の海外留学に関すること。
- (6) その他センターに関し、学長が必要と認めること。

鈴鹿大学および鈴鹿大学短期大学部の教員が協働し、教員のそれぞれの専門知識と研究成果を社会に還元すべく、幅広い年齢層のニーズに応えるための複数の公開講座を毎年開講している。令和5（2023）年度は、受講者のニーズに幅広く応えつつ、新たに提案し実施した。8講座のうち6講座は開講成立（5名以上）し、参加者数は累計で93名となった。

【公開講座一覧】

開催日	講座名	内容	受講者数
5月20日(土)	津城下のまちあるき ツアー ～キリシタン弾圧の 歴史をたどる～	津城跡周辺の知る人ぞ知る、キリシタンにまつわる歴史的な遺産をご案内。カトリック津教会⇒お城西公園⇒正覚寺⇒カトリック津教会。800mを、説明つきで、ゆったり約1.5時間程度かけて歩いてまわります。	15人
6月24日(土)	パン教室	あんパンとクリームパンを手ごねで作ります。生地をこねるところからすべて手作業で行いますので、出来上がりのおいしさは格別だと思います。	15人
7月8日(土)	ヘルスツーリズムの 今	健康になるヘルスツーリズム(健康観光)とはなにか?旅のリスクを学んで、楽しく旅する技を磨きます。	7人
7月15日(土)	スポーツで 人々が幸せになる まちづくりを考える	スポーツが地域で果たしている役割について、国内外の事例を通して学んでいきたいと思います。地域にはたくさんのスポーツ資源があり、人々の交流を促進する起爆剤となっています。ぜひ、皆様と楽しくスポーツの在り方について考えたいと思います。	中止 (2人申込)
8月5日(土)	キッチンで楽しく サイエンス	「料理作りで起きる化学変化」や「野菜・果物の植物として面白い性質」など、台所で見つかる面白サイエンスを体験します。	12人
9月16日(土)	楽しいなわとび 運動!	コロナ禍で低下したあなたの体力をなわとび運動で高めます。初歩から上級編まで楽しく体験します。短なわとび(1人で跳ぶ、2人・3人で跳ぶ)長なわとび(多人数で跳ぶ)の楽しいバリエーションがあります。子どもだけでなく、親や指導者向けに手足のリズムやタイミングの取り方等なわの跳び方と跳ばせ方のコツを解説します。	34人
10月14日 (土)	ストレスを味方にす る方法について 考えましょう!	ストレスは、私たちの行動や健康に必ずしも悪影響のみを与えるわけではなく、充実した人生やさらなる成長につながるポジティブな側面をも持っています。本講座では、ストレスに対する根本的な考え方を変えることによって、困難な状況にあっても、積極的に対応することができるということについて学びます。	10人
9月2日(土) 9月30日(土) 10月7日(土)	管理栄養士国家試験 準備講座	管理栄養士国家試験対策の講座を行います。解剖生理学、公衆衛生学、生化学、栄養学、臨床栄養学、応用力問題の分野の講座を実施予定です。	中止 (2人申込)

また、開かれた大学、地域に貢献できる大学を目指し、正規授業を地域の方々に公開している。令和5（2023）年度は、新型コロナウイルス流行の影響で、3年ぶりに授業を公開した。18科目の教養科目や専門科目と幅広い分野の科目を公開したが、1名の受講に留まった。

	月	火	水	木	金
1限 9:00 ～ 10:30	・地域研究・アジアⅡ（竹野）			・アカデミック・ライティング（マホニー）	・観光と文化（渡辺） ・地域研究・アメリカ（杉浦）
2限 10:40 ～ 12:10	・国際関係論（松下）	・院歴史学演習（細井）	・平和学（松下） ・ニューツーリズム論（古川）		・地域の中のこども学（石川）
3限 13:00 ～ 14:30	・歴史学概論（細井） ・食と持続可能性（櫻井） ・社会と人権（竹野）				・クラブビジネス・マネジメント（紺田）
4限 14:40 ～ 16:10	・韓国語Ⅱ（舟橋） ・中国語Ⅱ（細井）	・国際経営戦略論（李） ・衛生学及び公衆衛生学（各論）		・情報処理論（原）	

鈴鹿市（鈴鹿市教育委員会を含む）とは、平成15（2003）年9月に学官連携に関する協定を結び、年に1回、定期協議会を開催している。定期協議会では、双方からの要望が確認され、鈴鹿市からの要望に応えるよう努めている。

鈴鹿市が市民大学として開講しているすずか市民アカデミー「まなべる」や、三重県内の高等教育機関と県民とをつなぐ公開セミナー「みえアカデミックセミナー」へも毎年講師を派遣し、生涯学習への貢献活動を行っている。令和5（2023）年度は、「まなべる」においては、鈴鹿市民22名が生活と音楽のかかわりについて体感することを通して、音楽との新しいかかわり方を考えた。「みえアカデミックセミナー」においては、三重県民95名家庭でできる食品ロス削減について考えた。

【まなべる】

日時	令和5年9月30日（土） 10:30～12:00
会場	I棟102講義室
講座名	生活と音楽—音楽との新しいかかわり方—
講座内容	生活と音楽のかかわりを体感することを通して、音楽との新しいかかわり方を提案しま

	す。また、回想法にもとづくグループ・ワークでは、受講者の方々の記憶を呼び覚まし、共感し合うことを目指します。
講師	短期大学部 准教授 南谷 悠子
参加人数	23 人
アンケート結果	①満足：6 人、②おおむね満足：12 人、③やや不満：0 人

日時	令和5年10月14日(土) 10:30~12:00
会場	B棟302講義室
講座名	「ヘルスツーリズム(健康を維持・促進する観光)」による地域活性化に向けて
講座内容	日本では外国人観光客の増加によりニューツーリズムが人気ですが、その一つである「ヘルスツーリズム(健康を維持・促進する観光)」について学びます。また、ヘルスツーリズムによる地域の活性化に向けて、ヘルスツーリズムの現状と課題を解説します。
講師	国際地域学部 教授 古川 彰洋
参加人数	28 人
アンケート結果	①満足：10 人、②おおむね満足：17 人、③やや不満：0 人

### 【みえアカデミックセミナー】

日時	令和5年7月22日(土) 13:30~15:00
会場	三重県文化会館 レセプションルーム
講座名	道徳性の心理学 ー人間は善悪をどのように考えるのかー
講座内容	「何が善であり何が悪であるのか」「何が正しく何が誤りであるのか」は人間にとっての永遠の問いだと思います。今回のセミナーでは道徳性に関する心理学の知見について皆様と考えていきたいと思っています。
講師	こども教育学部 教授 齋藤 信
参加人数	95 人
アンケートコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに自分の考えを押しつけていたり、自分の判断だけで物事を決めていることが多いのではと考えるきっかけになった。</li> <li>・道徳とは、を改めて勉強できました。特に道徳の成り立ちから現代での道徳を考えることができました。</li> <li>・穏やか、謙虚な先生で楽しく受講できました。内容も充実しており、勉強になりました。</li> </ul>

日時	令和5年8月26日(土) 13:30~15:00
会場	三重県文化会館 レセプションルーム
講座名	食品保存術 ー家庭でできる食品ロス削減ー
講座内容	購入した食品を使い切ることができずに腐らせてしまったことはありませんか？食品がなぜ腐ったり、変質したりするのかを知り、正しい保存方法が分かると、食品をムダ無くおいしく食べることができます。食品ロスの現状についてもお伝えし、私たちが家庭でできる食品ロス削減を一緒に考えましょう。

講 師	短期大学部 教授 櫻井 秀樹
参加人数	95 人
アンケートコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の生活に役立つことばかりで大変参考になりました。先生ご自身がされている調理方法や、健康管理で実践、体験されたことがとても勉強になりました。ありがとうございました。</li> <li>・とても興味深い内容でした。早速ヒートショックを試してみようと思います。また、加工調理もしてみようと思います。</li> <li>・限りある資源を大切にすることは重要です。身近で毎日消費する食品においては、誰もが取り組みやすい課題だと思います。早速、本日の講座で学んだことは実践していきたいです。</li> <li>・話が具体的で経験にも基づいていて共感が持てた。参考になった。自分が普段気をつけていることが良いことだと確認出来て良かった。</li> </ul>

教育機関との連携では、令和5（2023）年度には三重県内6校との高大連携協定を締結した。締結により、本学教員による出前授業の実施、教育についての情報交換及び交流を、より強化した。

令和5（2023）年度の鈴鹿中等教育学校・鈴鹿高等学校との連携事業では、幼児教育クラスは、2年生は「身体運動」「制作活動」、「音楽活動」など6回（うち2回が大学生と合同授業）、3年生は「保育者の資質とマナー」、「乳児保育」など5回（うち3回が大学生と合同授業）の講義を実施した。看護医療クラスは、2年生は「バイタルサインと妊婦体験」を1回、3年生は「バイタルサインの測定とグループワーク」を1回といった講義を実施した。

高大接続に関わる連携事業は、高等学校に在籍する生徒の資質向上や将来の職業選択を行う上で重要であるほか、高等学校と本学の教員同士の交流を通して、双方の教育やキャリア支援体制の質改善にも繋がる。地域の教育力向上に寄与するものであると考えている。

企業等との連携についても協定を締結し、各企業の方を授業の講師として招聘して地域の課題解決に取り組むなど、連携・協働に力を入れている。令和5（2023）年度は、食物栄養学専攻の学生がスズカ未来様をはじめ、株式会社タスカル様、株式会社壺番屋様、料理代行サービス Melci 様のご協力のもと、「SDGs 未来の食を考えるプロジェクト」に取り組んだ。このプロジェクトでは、CoCo 壺番屋低糖質レトルトカレー（ビーフ・バターチキン）を使用することで、糖質の摂取を控えたい人々のサポートに貢献できるようなレシピを考案した。

#### 【協定書】

協定先	内容
鈴鹿市	鈴鹿国際大学と鈴鹿市との学官連携に関する協定書
鈴鹿市	大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定書
社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と学校法人享栄学園鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との災害発生時における相互協力に関

	する協定書
道の駅「紀宝町ウミガメ公園」 紀宝町	国内研修に関する覚書
尾鷲市	尾鷲市インターンシップの取扱いに関する協定書
SUZUKA 産学官交流会	ランニングバイクプロジェクトに関する基本協定書
株式会社日本政策金融公庫津支店 株式会社日本政策金融公庫四日市支店	起業家教育及び産学連携の協力推進に関する協定書
亀山みそ焼きうどん本舗 亀山市 株式会社鈴りん探偵舎	B-1 グランプリで亀山をしてもらおう協定
松阪市 三重県立飯南高等学校 株式会社鈴りん探偵舎	飯南いいな～協定
株式会社タスカル	株式会社タスカルと学校法人享栄学園との産学連携基本協定書
三重県	鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部への三重県営住宅の提供に関する協定書
NPO 法人三重県生涯スポーツ協会	NPO 法人三重県生涯スポーツ協会とのデータサイエンス教育に関する協定書
株式会社三重スポーツコミュニケーションズ	株式会社三重スポーツコミュニケーションズとのデータサイエンス教育に関する協定書
株式会社 ZIONGROUP	株式会社 ZIONGROUP とのデータサイエンス教育に関する協定書
陸上自衛隊航空学校	鈴鹿大学短期大学部校外実習生受け入れ協力に関する協定書
一般社団法人鈴鹿市観光協会	一般社団法人鈴鹿市観光協会と学校法人享栄学園の相互連携に関する協定書
太門通商株式会社	太門通商株式会社と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との産学連携基本協定書
日清医療食品株式会社	日清医療食品株式会社と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との産学連携基本協定書
東海東京ファイナンシャル・ホールディングス株式会社	寄附講座の実施に関する覚書
特定非営利活動法人三重県生涯スポーツ協会、三幸株式会社	スポーツビジネス人材の育成に関する産学連携基本協定書
NPO 法人三重花菖蒲スポーツクラブス	スポーツ経営人材の育成に関する産学連携基本協定書
株式会社ズカ未来	株式会社ズカ未来と学校法人享栄学園との産学連携基本協定書

ボランティア活動については、こども学専攻の学生が、平成 30 (2018) 年より三重県立の大型児童館「みえこどもの城」にて、毎年継続してイベントを開催している。公益財団法人三重こどもわかもの育成財団のご協力のもと、未就学児から小学生低学年の一般親子を対象とした、学生が主体（企画・チラシ作成・実践）のイベントを継続している。令和 5 (2023) 年度は、テーマを『すずたんひろばであそぼう～てづくり楽器をつくって音を楽しもう～』とし、学生 5 名が地域に貢献した。学生は、地域社会と繋がることにより、準備・実践を通して、一層コミュニケーション能力を高め、個々の得意分野を活かすことにより自信に繋げ、卒業後の生きる力に繋がっている。

また、子育て支援事業として - こども広場「すずちゃん」- を開催しており、教職員及び学生が地域社会に貢献している。すずちゃんでは、地域の親子が集い、子どもが楽しく遊ぶ、また親と子が交流したりする機会を提供している。親のニーズの一つである子育て等に関する情報の提供や相談を通して、安心して子育てができる環境を整えている。さらに学生については、実践活動を展開し、保育の実践力を高める場となっている。令和 5 年度は、子ども 136 名、保護者 133 名の参加があった。

このように、高等教育機関として地域の地方公共団体や企業、教育機関と連携・協働し、公開講座やも授業、ボランティア活動などを通して、地域社会に貢献している。

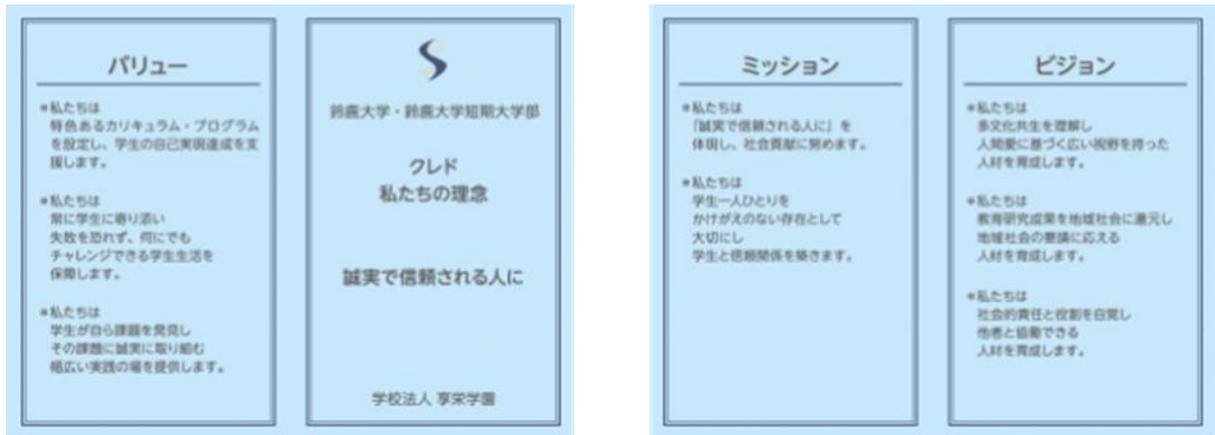
#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は、学生や教職員、学内外へ公表し、周知されるよう努めている。しかし、理解度や実践状況の検証は行っていないため、建学の精神がどの程度定着しているのかはわからない。

今後の取り組みとしては、学生への建学の精神の定着度を測る試みとして、建学の精神を取り扱う授業科目において建学の精神の理解度や定着度を評価できる指標を設定することが考えられる。また、卒業生や就職先への調査の項目に建学の精神に関わる事項を加えるということも考えられる。他にも、教職員の建学の精神の定着度については、人事評価（昇任等）において、建学の精神に関する項目を加えることによって検証を測ることが考えられる。この取り組みは、教務委員会、キャリア支援委員会、総務課などと連携をして進める必要がある。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学は、クレドを制定している。クレドは、学校の基本理念のうち、教職員の仕事に向かう信念を内外にわかりやすく伝えるものと理解されており、享栄学園の歴史、建学の精神をもとに教職員の行動指針として、これを制定している。そして名刺サイズに印刷したものを全教職員に配布し、常に意識するようにさせている。



本学のクレドは、ミッション、ビジョン、バリューから構成されており、ミッションは教職員の行動指針を示し、ビジョンは私たちがどのような学生を育成していくかを示している。そして、バリューはそのためにどのような行動をするかを表している。

#### ミッション

- ・ 私たちは「誠実で信頼される人に」を体現し、社会貢献に努めます。
- ・ 私たちは学生一人ひとりをかけがえのない存在として大切に し 学生と信頼関係を築きます。

#### ビジョン

- ・ 私たちは多文化共生を理解し人間愛に基づく広い視野を持った人材を育成します。
- ・ 私たちは教育研究成果を地域社会に還元し地域社会の要請に応える人材を育成します。
- ・ 私たちは社会的責任と役割を自覚し他者と協働できる人材を育成します。

#### バリュー

- ・ 私たちは特色あるカリキュラム・プログラムを設定し、学生の自己実現達成を支援します。
- ・ 私たちは常に学生に寄り添い失敗を恐れず、何にでもチャレンジできる学生生活を保障します。
- ・ 私たちは学生が自ら課題を発見しその課題に確実に取り組む幅広い実践の場を提供します。

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
えているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神に基づいて学則第1条に定めている。本学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的としている。学科の人材養成および教育目的・教育目標は、専攻別に定めている。

食物栄養学専攻は、自身の専門分野に軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える地球的規模の課題を、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる実務的人材の育成を目的としている。わが国は、目下人口構成の変化、社会生活環境の複雑化にともない、健康阻害要因が増加しているが、栄養、運動、休養のバランスの取れた健全なライフスタイルを確立するため、栄養士の活躍分野は一層拡大している。このような現状を鑑み視野の広い優れた栄養士の養成を目標とする。さらに、栄養士免許証を基礎資格として教育職員免許法およびその施行規則に基づき、小中学校における子どもたちの食教育を担う栄養教諭を育成している。

こども学専攻では、教育職員免許法・児童福祉法および関連法規に基づいた正しい知識と技術を持つとともに、時代の新たな要請に応える資質を持った専門職としての小学校教諭、幼稚園教諭および保育士の養成を目的としている。

教育目的・教育目標はキャンパスガイドやウェブサイトで公開しており、学内外へ公表している。入学者には、教育目的・教育目標が記されたキャンパスガイドを配布し、入学後の専攻別オリエンテーションにおいて、各専攻主任およびゼミナール担当教員が説明している。また、オープンキャンパス・入試相談会において、その参加者に教育目的・教育目標を分かりやすく説明している。

本学の学則第1条「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」に沿って、学科・各専攻の教育目的・目標に基づく人材養成を実施し、地域・社会の要請に  
えているかについて、各実習を通して毎年点検を行っている。

こども学専攻においては、各種校外実習（保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ（保育所）および幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ）において、担当教員が実習先の巡回を行い、学生の実習の様子や課題等の聞き取りを行っている。その聞き取り内容について

は、専攻会議の際に報告され、各教員間で共有している。また、実習巡回報告書として提出され、学内の教職員にて共有を行っている。また、校外実習においては、実習の評価として、各学生の実習評価が行われている。こども学専攻で使用している校外実習の評価票については、三重県内の幼稚園教諭・保育士養成校3校が共通して使用しているものである。評価された内容については、実習担当教員が集計し、集計結果については、専攻会議や教職教育センター会議にて報告されている。

食物栄養学専攻では、給食実務論実習Ⅱ（校外実習）において専攻の教員が分担し、実習先の巡回を行い、学生の実習の様子や課題等の聞き取りを行っている。その聞き取り内容については実習巡回報告書にまとめ、専攻会議で報告され、各教員間で共有している。

#### **【区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### **<区分 基準 I-B-2 の現状>**

本学では、建学の精神である「誠実で信頼される人に」を実現するために、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいてアセスメント・ポリシーやルーブリックにより学習成果を定めている。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するために、授業科目ごとの到達目標はシラバスに示しており、授業内で学生に周知している。また、学科および専攻の教育目的・教育目標を明確に示したうえで、それに基づいて策定した各専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と授業の関連性をシラバスに記載している。

シラバスに記載した単位の認定は、明示された成績評価の方法・基準により、筆記試験またはレポート試験により評価を行っているが、授業形態に応じて、作品、成果物、実技試験や平常の成績などと組み合わせて総合的に評価し単位認定を行っている。また、各専攻で行われる学外実習の評価については、重要な学習成果として、その後の学習への指標としても用いられている。学習成果については、試験の成績評価、卒業要件および学位について鈴鹿大学短期大学部学則に定めており、キャンパスガイドに記載している。免許や資格取得についても学習成果と捉えているが、食物栄養学専攻では卒業要件に加えて、栄養士資格、栄養教諭2種免許、こども学専攻では卒業要件に加えて、保育士資格、幼稚園教諭2種免許などダブルライセンス、トリプルライセンスを取得する学生は多い。こども学専攻において、2021年度入学生より、小学校教諭2種免許も取得可能である。

成績評価は、GPA制度を導入している。GPAは客観的な学習成果の指標として、学生にも示しており、成績順位や奨学金、各種校外実習の条件などにも利用している。学習成果を量的・質的データとして測定する方法として学習の記録（履修カルテ）を教職課程の一部の授業科目で採用している。

以上のように、学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、就職状況、

授業評価アンケート、学習の記録（履修カルテ）などにより測定することができる。授業科目ごとの到達目標は、授業担当者および各専攻、学科で定期的に点検しており、シラバスやウェブサイトにより学内外に公表している。

自己点検・評価報告書を毎年作成する際に学習成果を学校教育法の短期大学規定（第108条）に照らして点検を行っている。

**【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I-B-3 の現状>

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、学長のリーダーシップのもと、組織的に議論し、教授会の議を経て策定を行っている。平成29年度には大学・短期大学部共通の教育目標を策定するにあたり見直しを行っている。また令和2年度には3つのポリシーを関連付けて一体的に見直しを実施した。

建学の精神である「誠実で信頼される人に」に基づいて、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）においては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を実現するために各専攻で定めている。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づいて、どのような入学者を求めているのかを「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の3つにわけて明確に示している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務・学生支援課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティングなど、さまざまな機会を利用しての説明をしており、学内外に明確に示している。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と同様に、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションやゼミナール担当教員によるガイダンスなど、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）においては、生活コミュニケーション学科および各専攻において、キャンパスガイドにおいて学内に示すとともに、ウェブサイト、学生募集要項において入学希望者や学外に対して明確に示している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

各専攻の教育目的・教育目標の点検・確認は、建学の精神に基づいていることを前提と

して行ってきたため、意識的な点検・確認を必ずしも十分に行ってこなかった。そのことから、専攻会議および短期大学部全体で点検・確認が必要である。また、各授業担当者は初回の授業において、授業概要や到達目標を学生に説明しているが、学習成果をより明確な基準を用いて査定を実施することが今後の課題である。

各専攻においてさまざまな形で学習成果を定めている。しかし、それぞれの学習成果の関連性についての分析や検討はあまりされていない。また、学習成果を学生に対してより分かりやすく可視化することができれば、学生の学習意欲は向上し学習成果が得られると考えられる。また、その可視化された情報による学習指導は強化されるものと考えられる。学生募集要項は、入学希望者に対して入試方法を明確に示すものであり、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、必ず示す必要があるが、令和4年度学生募集要項には生活コミュニケーション学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の記載はあるものの、各専攻の記載がされていないことがわかった。次年度以降の学生募集要項には必ず記載を行うよう各専攻、入試・広報委員会における点検事項とする。

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、学習内容や学習方法、評価について示されていることが望ましいが、学習方法と評価について明確に示していないことから、見直しを行う予定をしている。

さらに、3つのポリシーについては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を一体的に策定（P）しているものの、3つのポリシーに基づく組織的で体系的な教育の展開と学生の学習成果の評価（D）や3つのポリシーに基づく大学の取組の評価（C）、評価に基づく改善（A）までには至っていないのが課題である。3つのポリシーに基づく全学的な教学マネジメントが確立されていないことが要因であると考えられるため、見直しを行いよりよい教育活動を実現できるようにする。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では鈴鹿大学短期大学部学則第4条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。」として、自己点検・評価のため、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、学長、副学長、大学学部長、研究科長、短期大学部学科長、その他本学教職員により組織され、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部自己点検・評価委員会規程に基づき、必要に応じて随時委員会を開催している。毎年、自己点検・評価委員会が中心となり、短期大学部の自己点検・評価活動を行っており、また、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ウェブサイトで公開している。報告書作成業務については、教職員全体が関わっており、執筆・修正・確認などの業務を通して、定期的な点検・評価が行われている。自己点検・評価委員会にはFD・SD推進部会とIR推進部会が置かれており、それぞれの推進部会の運営については、それぞれの規程に定められている。

平成23(2011)年度、平成28(2016)年度、令和4(2022)年度に(財)大学・短期大学基準協会による第三者評価を受審し、適格であるとの認証を受けている。自己点検・評価報告書をウェブサイトで公開することで、評価結果で示された課題を可視化し、課題の改善に全教職員が一丸となって取り組めるようにしている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-C-2 の現状>

教育の質保証の基本として、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、中央教育審

議会答申のほか、資格取得の観点から教育職員免許法や厚生労働省などの関係法令などが改正された場合は、教務・学生支援課が適宜確認し必要に応じて学科教員と文書を共有する等、法令順守に努めている。

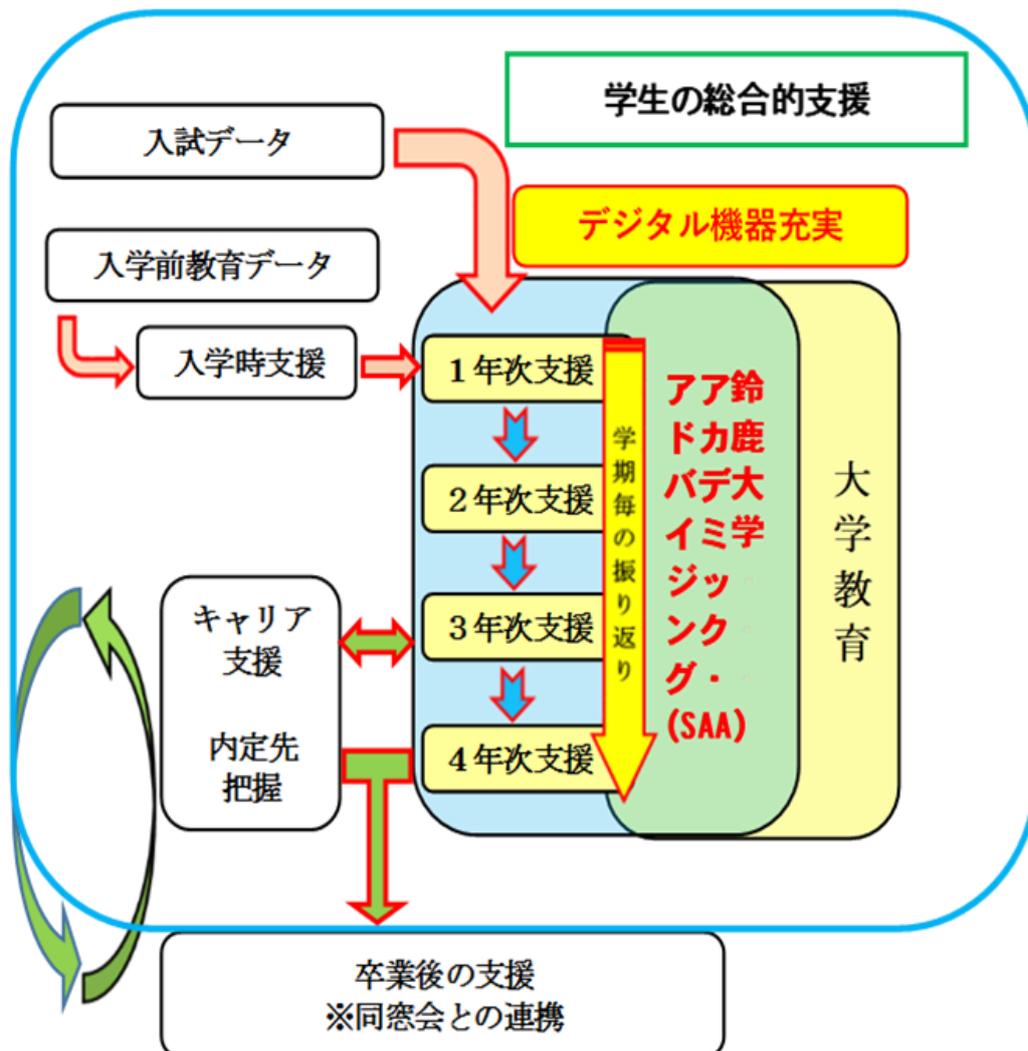
学習成果を焦点とする査定の手法としては、授業担当者が、シラバスに授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、評価の方法・基準などについて示し、授業計画に沿って授業を実施した後、試験（レポート、実技を含む）による成績評価を行っている。本学独自のアセスメント・ポリシーを作成し、運用している。さらに各学期に行われる学生による授業評価アンケートの結果を参考に自らの授業を評価し、次に向けた授業の改善を図っている等、教育の向上・充実に向けてPDCA サイクルを回している。

また、学習の記録（履修カルテ）を栄養教諭・幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程で利用しているほか、米国のアカデミック・アドバイジング制度を一部導入した「鈴鹿大学アカデミック・アドバイジング（SAA）」を全学的に実施している。

これにより、学生も学習を振り返り、次学期の計画を検討することで、学生自ら「学びの充実に向けたPDCA サイクル」を活用できる状況にある。

このように短期大学部という教育組織、学生という学ぶ主体、双方が、学びの向上・充実のためのPDCA サイクルを活用している。

学習の成果については、カリキュラムマップを見直し、履修計画を立てやすくしている。また、卒業時に身につけるべき具体的な学習成果を意識して学生が授業科目を選択できるよう、各授業科目のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関係をシラバスへ記載している。

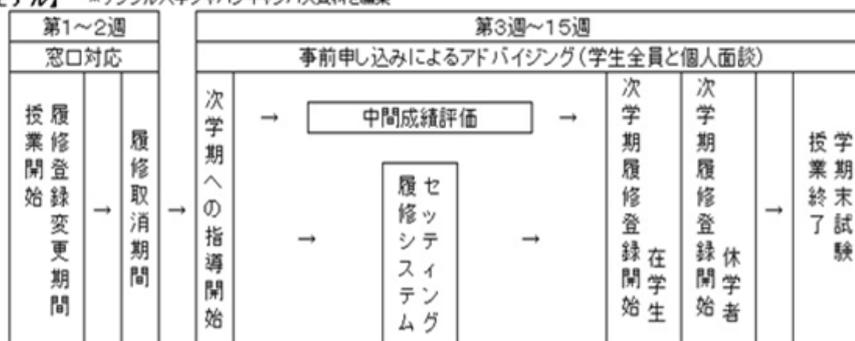


**鈴鹿大学版アカデミック・アドバイジング (SAA)**

米国のアカデミック・アドバイジングを導入した積極的修学支援であり次の特徴を持つ

- ・成績確定前の中間評価に基づく次学期を見据えたアクティブ・サポート
- ・過去の修得単位やGPAを踏まえた振り返りと学びの見つめ直し

【米国モデル】 \*テンブル大学ジャパンキャンパス資料を編集



【日本モデル】

成績通知	修学指導 窓口対応 訪問者のみ
------	-----------------------

成績の中間評価に基づく先を見据えた支援

履修状況確認等(窓口対応中心)

授業終了  
学期末試験

前学期の振り返り

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

基準 I-C-1、および基準 I-C-2 のように、自己点検、教育の質の点検を行っている。しかし、それらを包括し、組織的に「教学マネジメント」として実施できているとはいえない。組織的に「教学マネジメント」を行うための全学的な組織のあり方について議論を行い、令和4年度より段階的に「教学マネジメント」を行ってきたが、まだ途上である。

また、「教学マネジメント」等、内部質保証を行うにあたっては、IR 等によるデータに基づいた検証と方針の決定が必要である。本学では、IR 推進部会をおき、学長の指示に基づいてデータの提出、分析をおこなっている。しかし、「教学マネジメント」と関連させ、どのようなデータが必要で、どのような分析が必要か考え、「教学マネジメント」に IR を活かすというところまでには至っていない。令和5年度の「教学マネジメント」の組織的樹立にあわせ IR のあり方についても考えていきたい。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

### <基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

建学の精神は、学生や教職員、学内外へ公表し、周知されるよう努めているが、理解度や実践状況の検証は行っていないため、建学の精神がどの程度定着しているのかはわからない。今後の取り組みとしては、学生に対して建学の精神を学ぶ授業科目において建学の精神の理解度や定着度を評価できる指標を授業評価アンケートや別の方法により設定することを検討したい。また、卒業生や就職先に対しては、卒業生アンケートの調査項目に建学の精神に関わる事項への追加や別の方法により建学の精神の定着度が検証できるように検討していく。さらに、教職員に対しては、人事評価あるいは別の方法により建学の精神の定着度を検証できるように検討していく。

また、学習成果を検討する量的・質的データについては、ルーブリックや他の様々な方法により測定が可能であるが、ルーブリックについては全科目で実施されていなかった。令和5年度の後期より全科目でルーブリックの実施を試みており、評価基準を学生と共有している。しかし、学生の主体性や意欲の向上、学習時間の増加など学習成果の検証には至っていない。授業評価アンケートや別の方法により検証が必要である。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として「土台となる力」「生きる力」「つながる力」の3つの力を規定している。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務・学生支援課のオリエンテーションあるいはゼミナール担当教員によるミーティングなど、さまざまな機会を利用しての説明など、学内外に明確に示している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、定期的に点検を行っている。令和2年度には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）およびアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーを食物栄養学専攻およびこども学専攻が点検・検討を行い修正を行った。この際の点検・検討においては、アドミッション・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一体化を念頭に行った。また、ディプロマ・ポリシーを学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協調性」）およびSDGs（持続可能な開発目標）の観点から整理をした。

## 生活コミュニケーション学科

土台となる力、生きる力、つながる力を有し、即戦力として社会に貢献できる者

## 食物栄養学専攻

食物栄養学専攻は、自身の専門分野に軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える地球的規模の課題を、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる実務的人材を養成する。

この観点から、本専攻では以下の3つの能力を身に付けた者に学位を授ける。

## 《知識・技能》

食と健康について幅広い知識を持ち、その分野特有の技術を実践の場で活用できる。

## 《思考力・判断力・表現力》

食と健康に関わる諸問題を科学的に考え、事実とそれに対する考察の過程を論理的に表現することができる。

#### 《主体性・多様性・協働性》

多様な価値観を認めながら他者と協働し、ねばり強く食と健康の課題に取り組むことができ、また、自らの専門性を背景に健康的な食生活について提案することができる。

#### こども学専攻

こども学専攻は、SDGs の目標 4 にあるこどもの教育の重要性（ターゲット 4.1, 4.2）に軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、こどもに関する家庭・教育・保育に関する課題を、さまざまな人たちと協働しながら主体的に考えることができ、理想を追求し、その理想を実現するために実践し続ける実務的人材を養成する。

この観点から、本専攻では以下の 3 つの能力を身に付けた者に学位を授ける。

#### 《知識・技能》

SDGs の目標 4 にあるこどもの教育の重要性（ターゲット 4.1, 4.2）を礎として、0 歳から 12 歳までの発達と学びについての知識及び、こどもの発達と学びを支える技能を習得している。

#### 《思考力・判断力・表現力》

SDGs 目標 4【質の高い教育をみんなに】を実現するために、こどもについての培った知識・技能を駆使して質の高い教育・保育を提供することができる。

#### 《主体性・多様性・協働性》

自律的に活動し、かつ、異質な集団で交流することができる。（ESD キーコンピテンシー）

学位授与の要件については、鈴鹿大学短期大学部学位規程の第 3 条に規定しており、短期大学士の学位は、本学学則第 45 条の規定に基づき、本学を卒業したものに授与している。卒業の要件については、学則第 44 条に規定しており、本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより 62 単位以上を修得しなければならない。卒業は、このそれぞれの卒業の要件を満たした学生に認定され、短期大学士（生活学）の学位が授与される。具体的な卒業の要件を満たすための必要な単位数や教育課程、単位の履修方法、成績評価の基準、取得できる免許・資格などについては、キャンパスガイドに明記している。また、シラバスにおいても、授業テーマや授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、授業外学習の指示、そして、学修評価の方法、基準などについて示している。

以上のように、学位授与の要件、卒業の要件は、短期大学設置基準が定める卒業要件、学位規則が定める学位授与の要件を充足しており、社会的な通用性があると考えられる。免許や資格を取得する学生が多数あるが、三重県内で、栄養士および栄養教諭、保育士および幼稚園教諭として取得した免許や資格を活かして多くの卒業生が働いていることから、地域社会への通用性があると考えられる。また、社会人学生が約 1 割程度在学していることから社会的な通用性があると考えられる。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は定期的に点検しており、令和 4 年 3 月に修正を行って現在に至っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）は、教育研究上の目的を達成する観点から、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）とともに作成した。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と同様に、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務学生支援課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティング、教育後援会など、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。

本学は教育課程編成にあたってカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）を定め、必要な授業科目を配置している。教育科目は、基礎教育科目および専門教育科目で構成され、基礎教育科目は外国語科目、情報科目、総合科目、保健体育科目からなり、一般的な教養を学修する。

基礎教育科目および専門科目における教育目標を下記の通りである。

- ・本学での学びおよび生涯にわたる学びの土台を育成する。
- ・多様な領域への関心と探求への意欲と自らの人生を切り拓く態度を育成する。
- ・他者への関心および他者へと繋がろうとする意欲と他者を尊重する態度を育成する。

食物栄養学専攻の専門教育科目は、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の6つのカテゴリーに分かれ、それぞれ総論から各論に進むように編成し、講義と演習、実験・実習を体系的に配置している。また、栄養教諭二種免許状の取得を目的に、「教職に関する科目」および所定の教科に関する

る科目を設置している。令和3年度からは学内認定資格であるフードビジネスクリエイター一証を取得することを目的に「フードビジネス専門科目」および所定の科目に関する科目を設置した。食・栄養でSociety5.0を創る人材の育成を目的として、食物栄養学専攻ではこれらのカリキュラムを進めていくために以下の学修支援を実施している。

1. 基礎から応用へと段階的に学べるように科目を編成するとともに、 Semesterごとに個人面談を実施し、学生一人ひとりが自らの学習成果を把握できるようにすることで、学生が主体的に科目を選択できるようにする。演習と実験・実習ではその分野に精通する主担当者を配置するとともに複数の教員または助手を配置し、きめ細かい指導を行う。

2. 地域の食に関する様々なニーズ（食育、食ビジネス）に応えるため、興味や関心を高める選択科目等も多彩に取り入れる。

3. ボランティア活動やインターンシップの実績を単位認定することで、学内および学外のイベントへの参加を積極的に促し、地域とつながる力を主体的に育むことができる環境を整える。

上記のように編成された教育課程に基づきながら、食物栄養学専攻として体系的・組織的な教育が達成されているかを定期的に点検・評価し、よりよい教育課程を構築するために改善・改革を図っている。また、基礎から応用、座学から演習、実験・実習へと学修をすすめていけるようにするため、1年次に基礎的な科目が集中し履修すべき単位数が偏っていたところを、一部専門科目でクォーター制を導入するなど改善した。CAP 制の導入には至っていないが単位の実現化を図り、卒業要件を満たし、学生個人が希望する資格取得のために、修得すべき単位数について各Semesterの履修単位数を平均化した。

こども学専攻の専門教育科目は、「表現技術」、「初等教育・保育の創造」、「現場での学び（実習）」、「こどもの理解」、「地域の理解・協働」の6つのカテゴリーにわかれ、それぞれにおいて総論・概論から各論に進むように編成されている。また、小学校教諭2種免許状および幼稚園教諭2種免許状を取得することを目的に、「教職に関する科目」を設置している。

教育・保育で自信をもってこどもと関わっていく人材の育成を目的に、こども学専攻ではこれらのカリキュラムを進めていくために以下の学修支援を実施している。

1. 総論から各論へと段階的に学べるように科目を編成する。
2. 学生自身の強みを伸ばし、弱点を補強する科目を主体的に選択する頃ができる。
3. 入学時および各Semesterにて個人面談を実施し、学生一人ひとりが自らの学習成果を把握し、自身の課題を克服できるように支援する。
4. 実習においては、その分野に精通する主担当者を配置することによって、きめ細かい指導を行う。

上記のように編成された教育課程に基づきながら、こども学専攻として体系的・組織的な教育が達成されているかを定期的に点検・評価し、よりよい教育課程を構築するために改善・改革を図っている。基礎から応用、理論から演習へと学修をすすめていくため1年次に履修すべき単位数が偏っていたが、今年度は一部専門科目でクォーター制を導入することで、単位の実現化を図り、卒業要件、学生個人が希望する資格取得のために修得すべき単位数について各Semesterの履修単位数を削減し、平均化した。

学期において履修できる単位数の上限については、令和元年度から短期大学部教授会および各専攻会議で議論している。各セメスターの開設科目数、講義・実習等の区分、単位数を確認し、偏りがみられたところを平均化し、その際授業科目の学習内容、前後の学習を意識し、カリキュラムマップを活用した。

成績評価およびその基準については、学則第 32 条により規定されている。単位認定を含めて、授業担当者にその判断が委ねられており、ウェブシラバスに各授業の評価方法が記載されている。

ウェブシラバスには成績評価に関する内容のほかにディプロマ・ポリシーとの関係、学習成果、授業の目的と概要、授業計画、授業前後学習の必要時間と内容、単位数、取得できる資格、教科書・参考書、オフィスアワー等を明示している。これらのことについて、入学前オリエンテーション、入学後オリエンテーションなどの機会を通して繰り返し説明をしている。特に、単位制度などの履修方法や履修登録については、ゼミナールにおいても学生個々の希望を確認しそれに沿うように指導を行っている。また、教育課程の見直しは各専攻、短期大学部教授会、教務委員会、教職教育センターで定期的に行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

基礎教育科目として、外国語科目（英会話Ⅰなど5科目）、情報科目（生活統計など4科目）、総合科目（心理学など30科目）、保健体育科目（スポーツと健康Ⅰなど2科目）を開設している。総合科目は、人文、社会及び自然の3分野にわたって開設している。基礎教育科目の単位修得を卒業要件に設定しているため、学生は必ず外国語科目を2単位以上、情報科目を2単位以上、総合科目を6単位以上修得する必要がある。この際、科目の選択は卒業必修科目を除いて学生の自由であるので、資格要件を満たす科目や興味・関心のある科目を個々に選択している。基礎教育科目は2年間の前・後期にまんべんなく開講しているため、学生にとっては希望する科目を受講できる機会が確保されている。基礎教育科目は各専門教育科目と重複しておらず、基礎教育科目全体にわたり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことを目的とし、また社会的・職業的自立を図るために必要な能力の獲得に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的としている。

総合科目のうち「鈴鹿学」と「キャリアデザインⅠ」は卒業必修科目としている。「鈴鹿学」は、鈴鹿市の地域資源を知り、その活用を主体的に考えることで地域に貢献し、自らの興味やキャリアを考える機会としている。また、開講においては、鈴鹿大学国際地域学部、こども教育学部と短期大学部の3学部学科の同時開講となり、他学部の学生とも協働した学びの機会を提供している。「キャリアデザインⅠ」は、将来の就職に向けたキャリ

デザインのために主に自己理解と、就職活動に向けて必要なマナーや知識を理解するというテーマで開講している。多くの開講科目では、アクティブラーニングを積極的に取り入れている。

令和3年度入学者より、全学において学生はノートパソコンを必携としてICTを活用して授業展開がなされている。ノートパソコンは、購入を促し入学時の送付書類内に案内を同封しているとともに、購入に対応できない学生については、大学が窓口となり貸与ができる仕組みを用意している。また、新型コロナウイルス感染症の流行に対応し、Google Workspace を活用したオンライン授業を遂行する環境も構築している。この仕組みは、オンライン授業への対応だけではなく、対面授業再開後にも活用することで、時間外の学習（授業前、授業後ともに）機会の提供、授業時の資料提供、課題提出など、開講される多くの授業で積極的な活用をしている。とりわけ、課題の提示においては、課題に取り組む学生が、他者に知られることのない個別コメントを教員宛に送信することができるため、そのシステムを使うことで、時間外に課題に取り組む学生の知識定着、知識向上を促すことが可能となっている。

課題については、出題の方法によっては、提出前の取り組み過程を教員側で確認することも可能である。課題過程での達成状況を閲覧し、それぞれの学生の理解度に合わせた追加課題や解法へのヒントの提示をするといった学生個々に応じた学びを深める教育活動も可能となっている。提出された課題については、教員が採点、コメントなどを入れて返却することが可能であり、学習過程において学生は、学習途上の評価を得ることが出来るようになっている。この提出⇒採点評価⇒返却の流れについては、返却後に学生が再度課題に取り組む再提出が可能となっている。オンラインで課題を提示、フィードバックできる機能を活用することで、持続した学びが提供できている。これらシステムの活用については、今後も継続したFD活動を通じ、教員も活用スキルを高め続けることが課題である。

基礎教育科目と各専攻の専門教育科目は重複していない。食物栄養学専攻では栄養士、こども学専攻では、幼稚園教諭・保育士の資格を取得することを第一の目的とする。これらの職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力を身につけ、社会で求められる創造的な専門職業人材を養成することを目指している。食物栄養学専攻の専門教育科目は50科目、こども学専攻の専門教育科目は93科目を開講している。またこれとは別に食物栄養学専攻では教職に関する科目として13科目開講している。理論に裏付けられた実践力を育成するため、講義科目と実習・演習・実験科目を配置しており、ディプロマ・ポリシーにのっとり、目指す力が身につくよう年次配当の調整を行った上で、各科目をカリキュラムマップに表している。

食物栄養学専攻では、栄養士免許取得を基本としつつ、さらに資質向上を目指す学生は栄養教諭2種免許状を取得できる。こども学専攻では、幼稚園教諭2種免許状・保育士資格取得を基本とて、小学校教諭2種免許状を取得できる。また両専攻で社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー、こども学専攻において、准学校心理士の各資格を取得できるように科目（基礎教育科目および専門教育科目）の設定を行っている。専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への学びの機会を設け、また生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など幅広い能力の育成を図っている。履修科目とそこから結びつく資格、教養教育と専門教育との関連についてはキャンパスガイド2021により明確である。シラ

バスにも、授業の事前、事後で履修すると望ましい科目を記入している。

課題として、学生らに事前、事後で履修が望ましい科目についての周知徹底が十分にされていないため、授業担当教員において、再度授業説明などの機会に合わせて、科目間の繋がりを意識させる取り組みが必要である。

教育の効果は、学生の単位取得状況とその成績評価で表すとともに、科目の評価をグレートポイントに換算し GPA として示している。GPA の運用としては、成績上位者の決定、学外実習への参加条件としての基準の設定に用いている。またゼミナール担当教員等による学生への個別学習指導を行うなどをして改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

生活コミュニケーション学科の教育課程は、2年間で栄養士免許証、栄養教諭2種免許状、保育士証、幼稚園教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状の取得を目指したものであり、専門科目のすべてが職業教育に直結しているといえる。同学科では、いずれかの資格を取得し卒業することを推奨し、学生も資格取得を目指して専門科目を受講している。この中で、こども学専攻においては、地域子育て支援事業の一環として大学内施設で開催する「子育て広場すずちゃん」を、「こども家庭支援論」、「総合演習」や「こども学フィールドワーク」という授業における演習と位置づけ、子育ての現場を体験し、生きた知識と技能を身に付けている。親子の触れ合いを想定して学生と共に保育の計画を立案したり、模擬保育を実践したりして学修することができた。

また、給食実務論実習、給食計画論実習、調理学実習といった食物栄養学専攻における実習では、学内での通常時間数との両立を図りながら実習時間を確保している。実習を行うにあたっては、事前に必要となる知識や技能を習得できるように、カリキュラムが組まれている。一方、教育実習、保育実習というこども学専攻における実習では、学内での通常授業時間数との両立を図りながら事前・事後学修を含めて実習時間を最大限確保している。さらに、両専攻において学外の実習では、教員が実習先を訪問し、実習先から実習生の様子を伺い、実習中の学生を直接指導している。

就職支援では、栄養士学内説明会など就職に向けての説明会を準備するとともに、個別の面接を行い、学生個人の進路志望に応じた支援を行っている。その結果、令和4年度卒業生の就職内定率は、食物栄養学専攻では100%、こども学専攻では94.7%であった。進路決定率は100%である。

こども学専攻では、学生が就職した幼稚園、保育園に対して、記述式のアンケート調査を行い、卒業生に対する評価等について調査をしている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーは、「誠実で信頼される人に」という建学の精神のもと、学位授与方針であるディプロマ・ポリシー「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協調性」を有し、地域社会に貢献できるという3つの方針すなわち学習成果に対応し具体化した形で策定している。そして、このような学習成果に対応する形で、学科、専攻ごとにアドミッション・ポリシーが策定され、学ぶ意欲がある入学生を求めている。

入学者受入れ方針は、アドミッション・ポリシーとして次に示す学生像を掲げ、入学に相応する多様な能力・適性がある学生を受け入れることを示している。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は本科である生活コミュニケーション学科および各専攻においてどのような入学者を求めているのかをウェブサイト、学生募集要項で明示している。

#### 生活コミュニケーション学科

1. 高等学校で履修したすべての教科で教科書レベルの基礎知識・技能を有する人
2. 自ら積極的に学んでいく意欲がある人
3. 現代社会に関心を持ち、地域社会に貢献したいと考えている人
4. 他者とコミュニケーションがとれ、協調性がある人
5. さまざまなことがらを多面的に考え、自らの考えを表現できる人

#### 【食物栄養学専攻】

〈知識・技能〉

高等学校等での学びを通して、本学での学びに必要な学習習慣を有する人。

〈主体性・多様性・協調性〉

これまでに学び、経験したことを活用して、食料・健康、情報・ICTなどの地球規模の課

題の解決に貢献するため積極的に学ぶ意欲のある人。

〈思考力・判断力・表現力〉

さまざまな世代の人とコミュニケーションをとるための対話能力や文章作成能力があり、食と健康の分野で社会の発展のために貢献したいと考えている人。

#### 【こども学専攻】

〈知識・技能〉

高等学校までに学んだ基礎的な知識・技能が身についたもの。

〈思考力・判断力・表現力〉

これまでの学びを基礎にして他者に対して自己の考えを表現することができるもの。

〈主体性・多様性・協調性〉

初等教育や幼児教育について主体的に学ぶ意欲があり、多様な他者とコミュニケーションがとれるもの。

本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、〈知識・技能〉〈思考力・判断力・表現力〉〈主体性・多様性・協調性〉について具体的に必要な能力・適性を伝えており、入学前の学習成果の把握・評価方法を明確に示している。

様々な適性と志願理由・背景をもつ入学希望者に対応するために、多様な選抜を公正かつ正確に実施している。どの選抜においても、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）にふさわしい人材を求め、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づいた選抜を行っている。令和4年度は学生募集要項のとおり多様な入学試験を実施した。面接を課す入試においては、個別面接によって、生活コミュニケーション学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に沿って、専攻別の内容で質問を実施し、評価している。総合型選抜では、自己PRレポートを課しているが、〈思考力・判断力・表現力〉を重点的に評価している。高等学校長の推薦を受けた志願者に対しては、学校推薦型選抜や指定校方式の入試における面接では、〈主体性・多様性・協調性〉を重視して評価しており、公募制方式では調査書に加えて面接、小論文を課すことで総合的に評価・判定を行っている。一般入試では、調査書に加え、学力試験の評価を行うことから、特に〈知識・技能〉について重視し選抜している。このように、評価の重点を変えながら多様な入学者選抜を行っており、いずれの入学者選抜もアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に対応している。

授業料、その他必要な経費については、本学のウェブサイトおよび学生募集要項に明示している。

本学の入試に係る業務は入試広報課が行っている。入試・学生募集に係る全学的な企画立案及び入学者選抜の評価に参画している。

入試にかかわる問い合わせ先は、本学のウェブサイトおよび学生募集要項に電話番号やメールアドレスを掲載しており、入試広報課にて適切に対応している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学における学習成果は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいてアセスメント・ポリシーやルーブリック（学習到達評価尺度）を策定し厳密に評価している。教育課程は、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づいて2年の在籍期間内に段階的に配置された科目を履修して卒業要件や資格取得に必要な単位数を修得することで、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成できるように編成している。また、各授業科目のシラバスには、学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関係性や到達目標を明記しており、到達目標は、学生を主語とし、どのようなことができるようになるのかを具体的に示している。

学習評価の方法・基準には、成績評価の方法（定期試験、レポート、課題など）と全体の成績評価に占める割合や評価の観点について記載しており、それに基づき評価を行っている。成績評価には、GPA 制度を導入しており、オリエンテーションにおいて説明するとともにキャンパスガイドに掲載して学生に周知している。

GPA については、各セメスターの学習成果を査定しており、学生自身の学習成果の振り返りの指標として利用する他に、成績順位や奨学金、各種実習の条件などにも活用している。他にも、前後期授業終了後には学生に対して授業評価アンケートを実施しており、各授業科目における内容や方法に関する評価とともに到達目標の達成度を聞いて学習成果の自己評価を収集している。この授業評価結果に対して、教員は授業方法や内容などについて振り返り授業改善に努めている。このように、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づく学習成果は、各授業科目のシラバスに公表し、学生からの授業評価を受けて改善を行うサイクルが構築されており PDCA を継続的に回している。

これらのことから、本学の教育課程における学習成果は具体性があり、十分に測定できると言える。また、2年間の学習成果は、最終的な成績評価である卒業判定および資格取得率を数量的に測定することができる。

#### [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、ポートフォリオ、ルーブリックなどを活用し査定及び測定を行い、学生一人ひとりの学習成果の獲得状況を把握している。学期の終了時には学生自身が学びの振り返りを行い、ウェブで回答し、その回答結果を指導に活かしている。教職課程においては、学期の終了時に履修カルテを用いて、学びの振り返りを行っている。また、それらのデータを活用しながら、学生への面談指導を定期的に行っている。学生による授業評価アンケートは、専任教員、任期付教員の科目で実施し、アンケートの結果について全教員がリプライを行い、授業の改善に生かしている。また、学生数（在籍学生数、収容定員、収容定員充足率、卒業又は修了者数、入学者数、退学・除籍者数・中退率・留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数）、出身高校所在地別学生数、就職者数（就職先）、進学者数などについては、ウェブサイト公表しているため活用できる。

### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価については、例年、学生の就職先すべてに学生・キャリア支援課職員または各専攻の教員が訪問し、就業状況についての聞き取りを行っており、卒業生のマッチング状況や地域社会に求められる力など様々な情報を得ると共に、卒業生に対する評価をいただいている。また、学外で実施される合同企業説明会や、食物栄養学専攻においては学内で開催される企業説明会において、就職先企業から卒業生の様子について聞き取りを実施している。各専攻における在学生のインターンシップや学外での実習の依頼、または巡回指導の際に、学生・キャリア支援課職員や各専攻の教員が、卒業生の評価の聞き取りを行った。また、こども学専攻においては、就職先の保育園・幼稚園・認定こども園に対してアンケート調査を行い、卒業生に対する評価について調査を行った。調査結果を教員間で共有し、卒業生の学習成果を毎年確認すると共に、在学生のキャリア教育に活用している。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和3年度に、3つのポリシーについて見直しを行い新たなポリシーを策定した。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、建学の精神を基にし、さらには教育目的・教育目標を鑑みて定めているが、カリキュラムの変更があった時に集中的に点検および修正を行っており、点検は毎年実施できていない点に課題が残る。そこで、教育改革の見直しなどの時代の流れに伴い、時代に則したポリシーとなるように、見直しの時期を決めるなど1年に1回以上の点検が必要であると考え。さらに、成績評価の基準に関しては、カリキュラム・マップを作成しているものの、各専攻で開講されるそれぞれの科目とカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）やディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関連

を明確にすることができていない点にも課題がある。この課題解決に取り組むことで、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で示される目指すべき人材像がより明確になると考える。

アドミッション・ポリシーの見直しの際には学力の3要素を念頭に置き、検討した。しかし、高等学校関係者の意見聴取については、入試広報課員が高校訪問時に聴取することはあるが十分とは言えない状況である。今後はさらなる意見聴取とともに、大学内の情報共有も密にすることで、アドミッション・ポリシーの見直しを進める必要がある。

授業評価のPDCAサイクルは構築しているものの改善は個人に委ねられているため、客観的な評価できているとは言い難い。より適切な評価を行うためには、授業参観などの他者評価を取り入れることで多面的な学習成果の把握に繋げていけると考える。

また、両専攻で実施する就職先からのアンケート調査による能力評価は、キャリア教育の改善や学習内容の見直しに活用したが、回収率の低さや、聴取した情報の記入が十分でないため、今後改善が必要である。評価内容から、本学の教育に一定の評価を受けているが、就職先によっては短期間で離職する卒業生も見受けられる。就職活動時から本人および保護者と十分に話し合いを持ち、適性を見極めて就職先を決定していくことが大切である。また、就職先のほとんどが地元であることから、地域の要請に応えられる卒業生の輩出を常に考慮し、高等教育機関としての使命を果たしていくことが必要であると考えており、地域社会で必要とされる人材育成のために、就職先からの能力評価についての調査方法を改善し、継続することにより卒業生の現状を把握し続けることが必須である。

聴取結果は、各専攻会議及び学生・キャリア支援委員会において教職員間で共有しており、課題を検討することでそれぞれの専門教育や教育活動全般の更なる改善と学習成果の点検、またキャリア指導等に活用している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

各専攻では、生活コミュニケーション学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に沿ってそれぞれディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定し、そのポリシーを達成できるように、各授業科目の担当教員は、授業科目ごとの評価方法や到達目標を示している。令和5（2023）年度のシラバスには、授業科目名、担当教員名、授業テーマ、授業の到達目標、授業の目的・概要、毎回の授業計画、授業外学修の指示、教科書や参考図書、学修評価の方法・基準、オフィスアワーなどを示している。また、それぞれの教育目標の達成状況は、シラバスに明示された授業の到達目標や学修評価の方法・基準により、適切に評

価している。

さらに、授業科目名と取得資格との関連を分かりやすくするために、専攻別に授業科目名、担当教員名、単位数、開講時期、取得資格を把握できる開設科目一覧表を作成し、学習成果の獲得状況を把握している。教員は、それぞれ授業担当科目ごとに小テストや実技テストの実施、リアクションペーパーやレポート、ノートの提出、そして作品の発表など、随時さまざまな方法で学習成果の把握を行っている。また、令和元年度からは、Google Workspace のクラスルームを活用し、学生の課題提出状況の把握を行うようになった。学生自身もこれらの方法を通して自らの学習成果を把握することが可能である。このように各教員はそれぞれのシラバスに明示した単位認定方法により、適切に評価しているとともに、複数の担当者による授業科目についても担当者間の意思疎通が図られており、協力して適切な評価がされている。

学生による授業評価は、FD・SD 推進部会において策定した授業評価アンケート実施方針に基づき、教員全員を対象として、前期と後期のそれぞれの授業において実施している。このアンケートはFD・SD 推進部会員が集計を行い、各授業担当者に担当授業の集計結果を渡すとともに、図書館の常設されているパソコンにおいて集計結果ファイルを公開し、学生がいつでも閲覧できるようになっている。このように教員は、学生による授業評価を定期的に受けており、その結果を認識し、授業の進め方や内容の改善などに活用している。アンケート結果および記載された学生からの授業に対する要望等については、各授業担当者が確認し、振り返りを行い授業へ活かすこととしている。また、日常的にも学生からの聞き取りやリアクションペーパーから学生の授業評価を把握することとしている。これらによって授業内容の改善に努めている。FD 活動については、FD・SD 推進部会が中心となり、①学生による授業アンケートの実施、②FD・SD 研修会を実施している。

各授業科目間の内容の連携や整合性は、専攻ごとにカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成し、各授業担当者間で各授業科目の繋がりや順次制などについて普段から協議を行うなど意思疎通に努め、協力し調整を行っている。専任教員においては、シラバスの確認などを年度が始まる前に行い、複数担当教員の授業科目では、授業計画を作成する段階から担当者間の意思疎通を図るなど、協力体制は整っている。また、非常勤講師との意思疎通のために、専攻主任を中心に、非常勤講師と学期に数回対面やメールで連絡を取り合うようにしている。また、教員間の連携を取る工夫として、グループウェア（学内電子掲示板）や印刷室のメールボックスを利用している。このように教育資源や学生に関する情報の共有や学生の学習成果の獲得に向けた環境整備に努めている。

授業科目の履修、免許・資格などの取得、卒業するための要件などに関する学生への周知と指導は、入学時や進級時におけるオリエンテーションで行うとともに、ゼミナール担当教員による個別指導でも行うなど、細かい指導のできる体制を取っている。特に、卒業や資格取得の係る授業科目の履修や再履修学生などに関しては、履修登録時に履修漏れなどのミスがないか十分に確認するように指導している。

授業において欠席や遅刻が目立つ学生については、各セメスターの3週間経過後あたりに各専攻・学年で1科目を選定し授業科目の担当教員から教務課に報告し、ゼミナール担当教員を含む短期大学の全教員で出欠状況を共有している。また、各セメスターの中間の時期に各科目に対して、中間評価を行い、学生の学修意欲の維持に努めている。

教務課職員においては、オリエンテーションにおいて履修や卒業に関する説明をして学生支援を行っている。また、教務委員会に出席し、教員とともに活動する中で各専攻の教育目的・目標の達成状況について把握している。さらに、キャンパスガイドやシラバスの作成、履修登録における単位認定や免許・資格の取得方法、成績評価における成績の事務処理を通じて、卒業認定や免許・資格取得単位の確認、授業アンケートや授業公開への対応など学生の学習成果の達成状況を把握しており、学生の成績記録等については、規程に基づき適切に保管している。他にも、教務課および学生・キャリア支援課や健康管理センターでは、学生の休学、退学、奨学金、厚生、健康、相談などに係る生活指導の中で教育目的・目標や学習成果を認識して学習成果の獲得に貢献している。

このように、教務課および学生・キャリア支援課事務職員は、職務を通じて直接学生に接することで学習成果を認識するとともに、キャンパスガイドやシラバスを作成し、オリエンテーションや履修指導を通して学生支援をしている。また、学生会、クラブ活動、健康管理、学生相談、奨学金など日常的な学生指導や学生支援を通して職務能力の充実と向上を図っている。事務職員のSD活動は、FD・SD推進部会を中心に職員研修会という形で実施している。また、外部の研修会にも参加して職務能力の向上に取り組んでいる。

図書館では、司書を配置してレファレンス・サービスを行うなどして学生の学修支援を行っている。また、入学後に専攻単位で図書館へ案内し利用方法を説明している。学生の学修意欲向上のために、専攻ごとに図書館蔵書の書籍を募集し、選定して購入している。また、学生の能動的な学修（アクティブラーニング）や研究活動に対応できるようラーニングコモンズを整備している。ラーニングコモンズは、目的に合わせて2つのエリアを設定している。1階はコミュニケーションエリアとして講義やゼミナールに利用できる。2階はミーティングエリアとして、学生同士が少人数でミーティングやプレゼンテーションのリハーサル、グループワークを行うためのスペースとして利用できるなど学生の利便性の向上に努めている。

学内のコンピュータは、学内の教職員間のスケジュール管理、学内電子掲示板（グループウェア）として利用している。また、学生の情報科目の授業や授業以外の時間に利用できるコンピュータも設置している。令和3年度からは、学生に対してパソコンの所持を必須とし、授業等で活用をしている。経済的な理由で購入が困難な学生に対しては、大学が貸与している。

さらにこれにより学内のネット環境についても改善を行い、ほぼすべての構内においてWi-fiが利用できる環境を整えた。これによりさらにオンライン授業等の充実が図られ、学生にとってよりよい環境で学修ができるようにした。

#### **[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学試験にて合格し、入学の手続きを行った入学予定者に対して、入学前教育（課題）を提示している。進研アド(基礎の部分)を扱うと同時に、並行して本学独自の専攻別課題を作成し、3回に分けてメールで配信した。

食物栄養学専攻では、家庭科・理科の基礎、三重県の郷土料理、アカデミックライティング・リーディングとして実施した。

こども学専攻では、保育者理解、ピアノ実技（弾き歌い）課題、アカデミックライティング・リーディングとして実施した。

入学時や進級時には、学科ガイダンスと専攻別ガイダンスを実施し、履修のためのオリエンテーション指導や各専攻のポリシーに沿った指導を行っている。入学生に対しては、入学式の翌日以降に5日間オリエンテーションを実施し、在学生に対しては3月末に1日及び入学生との合同オリエンテーションを2日実施した。合同オリエンテーションは、入学生においては各専攻の専門とする学習の動機付け、在学生においては学びの振り返りを行うと同時に、各自における今後の学習の動機付けを狙っている。学生の履修登録については、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行っており、履修登録科目状況を教務課とゼミナール担当教員が共有し、確認している。後期の履修登録に関しても、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行い、登録科目の確認と個別指導を行っている。

各専攻の学習成果の獲得に向けて、キャンパスガイドを学習支援のための印刷物として発行している。授業の開始時には、授業科目担当教員によるWebシラバスに基づく授業計画や到達目標の確認や解説を行うなど、授業科目に対する動機を高め、興味を持って学習できるように配慮している。授業が始まってからは、学習進度が遅れ気味の学生に対しては、オフィスアワーや空き時間、またGoogle Classroomなどを利用して、個別指導や補習などの支援を行っている。

各専攻別の学習支援は、次のとおりである。

食物栄養学専攻では、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）のなかの土台となる専門領域に関する知識、技能を獲得するために、家庭料理技能検定、協会認定栄養士実力認定

試験の結果を学習成果として位置付けている。家庭料理技能検定は毎年11月に筆記試験、2月に実技試験を受験するため、1年生の前期およびに後期に対策を行っている。実技試験対策は調理学実習内や実技試験直前に実技試験対策講座を実施、筆記試験対策は授業内で模擬試験を実施し、時間内に調理ができない学生や模擬試験の点数が低い学生に対しては個別指導後再試験を行うことで支援を行っている。学生は各自が評価表を持ち、各自で試験終了時に点数をグラフ化することで、到達目標に対しての達成度を把握している。また、協会認定栄養士実力認定試験対策では、模擬試験を活用して、総合演習内（入学時、夏季休暇前、1年生の終了時）で知識について把握し、2年生においても過去問題集を用いた学習を促したり、各授業内で過去問題に取り組んだりすることで知識について把握している。家庭料理技能検定と同様に評価表をグラフ化し到達度を把握している。これらの対策については、専攻会議で検討し、組織的に実行している。学習成果は、これら検定や試験の結果により評価し、次年度の取り組みについて専攻会議で検討を行っており、PDCAサイクルは確立している。

こども学専攻では、学生が半期ごとの学習や実習について振り返るための学習の記録（履修カルテ）を作成している。これは半期ごとの自己評価とコメントの記入を行うもので、成績評価を参照しながら、自身の学習を振り返り、次の学期に向けての学習意欲を高めるものである。また、ピアノによる弾き歌い技法の修得を目的としているこどもと音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでは、ピアノの習熟度を考慮したクラス編成を行うとともに、課題曲についても各自の技能と目標に応じた設定を行っている。授業外においても、音楽室やピアノ練習室で自主練習ができる環境を確保しているほか、音楽担当教員が対面指導及び遠隔指導で個別に指導を行っている。実施の際には、学生間の進度の違いに配慮をしており、個々が取り組みやすい環境づくりに努めている。

各専攻とも学生の学習上の悩みや相談などは、基本的にゼミナールの担当教員が対応しているが、場合によってはほかのゼミナール担当教員や教務課および学生・キャリア支援課の職員とも連携して指導・助言に当たることも行っている。心身の健康面や発達的な問題を背景として学習困難が生じることもあり、問題を抱えた学生に対して、ゼミナール担当教員や各専攻の教員と健康管理センターが連携し、必要に応じて健康管理センター職員または臨床心理士資格保持教員によるカウンセリングにつなげている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について、こども学専攻における弾き歌いに関わる音楽の習得知識・技術に入学時から特に差が生じている課題に対し、優秀な学生の学び（技術向上）を足踏みさせることを避けるため、合わせて初心者が取り残されることなく丁寧に指導するために、「こどもと音楽」では1年からレベル別にグループ分けを実施し、個人指導を実施している。また知識において、入学前及び1年次の個々の習得状況を確認し、2年次前期に履修する「こどもと音楽Ⅲ」について、クラス分けを実施している。

各専攻とも、留学生を受け入れている。留学生の支援のために留学生教育支援センターを置き、教職員が連携して留学生の生活支援・学業支援を行っている。派遣については、希望者がいないのが現状である。

学習成果の獲得状況の量的・質的データの一つである単位取得状況、成績状況、出席状況、提出物の内容・分量等、学生生活態度、友人関係等について、個々の学生の実態を教

員職員間で情報共有しており、個別最適な支援について見直しを行っている。合理的配慮等については、FD・SD研修でも理解を深め、家庭とも連携しながらすすめている。

**【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>**

学生支援の組織については、教員においては学生・キャリア支援委員会を中心に、職員においては学生・キャリア支援課員を中心として相互に協力、連携しながら、日常の学生生活及び各種学生団体の活動をサポートしている。また、学生のこころやからだの健康管理については、健康管理センター及び臨床心理士・公認心理師資格保持教員を通してサポートを行っている。学生・キャリア支援委員会は、大学及び短期大学部の教員複数名と学生・キャリア支援課長および学生・キャリア支援課員で構成し、学生の生活支援に関する各種の審議を行い、審議結果を教授会に提出し、教授会での承認を得た後、ゼミナール担当教員、学生・キャリア支援課員が指導・助言を行っている。教職教育センターも平成28年度から設置し、教職課程に関する統括的センターとして、学生への教員採用試験へ向けた指導を大学及び短期大学部の教員と連携して行っている。

学生・キャリア支援委員会では、学生会活動やクラブ・同好会活動など、学生が参画する活動について、学生と連携を取りながら対応していく体制を取っている。学生の自治組織である学生会は、短期大学部学生全員をメンバーとし、各専攻から選出された役員が活

動の企画・運営を行っている。鈴大祭、オープンキャンパスなど年間を通して活動を行い、学生相互の親睦を深め、より生き生きとしたキャンパスライフの推進に大きく貢献している。また、クラブ・同好会としては、スポーツ栄養サポート研究会 Grow up、すずたんクッキング同好会 Tomato、スチコン研究会 CON 部、写真サークルぱしゃり、ぐりとぐらの勉強会などがあり、クラブ活動助成金が学生会予算から支給されている。クラブ・同好会に顧問として教職員が配置されている。専攻ごとの学習内容や資格取得、就職にも関連するクラブ・同好会はそれを目標とし、また社会貢献活動に積極的に取り組んでいるクラブ・同好会もある。

学生の休息のための施設・空間として、学生食堂と売店がD棟2階にあるほか、学生が集う場所として学生ホール（E棟）、ホール（D棟1階、B棟1階）やラウンジ（B棟1階、C棟2階・3階）が活用されている。令和5（2023）年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残り、学生食堂の営業は休止しているが、弁当業者による弁当の販売を行っている。教育後援会からの補助により、学生へは100円弁当の販売を行った。売店については、休業している。

学生寮は設置していないが、下宿・アパートなどの宿舎については、学生・キャリア支援課において近隣のアパートなどの情報をまとめて新入生に斡旋できる体制にある。また三重県と「鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部への三重県営住宅の提供に関する協定書」を結び、千里ヶ丘団地の住宅を学生が利用できるようにしている。

鉄道の最寄り駅は、JR 四日市駅と津駅を結ぶ伊勢鉄道線の中瀬古駅であり、徒歩で7分程度である。四日市駅で JR 関西線（名古屋・亀山方面）に、津駅で JR 紀勢本線（松阪・伊勢方面）に接続するが、1時間当たりの本数が少ないため、多くの学生は近畿日本鉄道線を利用している。最寄りの近鉄千里駅からは2km程度あり、公共交通機関の路線バスの便も悪いため、無料のスクールバスを運行している。運行本数の限度はあるが、学生の授業時間に合わせて運行している。運行区間は、大学と近鉄千里駅間である。また、少人数への対応としてはタクシー利用などの準備もある。スクールバスについての課題は、学生が利用する電車発着に合わせて、一層のバス運行スケジュールの検討および、学生が集中する曜日、時間を把握し、増便運行を柔軟に対応するところにある。敷地には駐輪場と駐車場を設置しており、学生・キャリア支援課に駐車・駐輪許可願を提出して、交通安全講習会を受講し、駐車許可証もしくはステッカーを受領した学生のみ利用できるようにしている。

奨学金制度は、一般的な日本学生支援機構奨学金制度と独自の特別奨学生制度があり、特別奨学生制度では、学業成績が優秀で学力・人物ともに優れている者について、授業料の全額または半額が支給される。日本学生支援機構及び学外の各種奨学金制度については、学生・キャリア支援課を窓口として、学生に周知するとともに、受給申請手続きの指導を行っている。また、学納金の窓口である財務課では、経済的に困難な家庭の学生に対して、延納、分納の配慮を行っている。

学生の健康管理（メンタルヘルスケアやカウンセリングを含む）については、学校保健安全法に基づいて、例年では4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健診結果はゼミナール担当教員から個別に直接手渡し、精密検査や経過観察が必要な学生に対し指導している。健康管理センターには非常勤の看護師及び養護教諭を配置し、臨床心理士・公

認心理師資格保持教員と連携して学生のこころとからだについての相談を実施している。合理的配慮申請が提出された学生については、臨床心理士・公認心理士資格保持教員が面談を行い、健康管理センター会議において合理的配慮が必要であると認められた場合は、合理的配慮の内容を授業担当者へ周知・依頼し、学生に不利益が生じないように努めている。また、健康管理センターだよりを発行し、健康診断の精密検査の呼びかけや、新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザなどの注意喚起など、全学生に対する健康増進の働きかけを行っている。

学生からの意見や要望の聴取については、学生・キャリア支援課前、学生ホール、B棟1階ラウンジ、C棟1階エレベーター横、D棟1階ホールにオピニオンボイス（投書箱）を設置している。年度途中からはWebでの受け付けも開始した。この案内についてはキャンパスガイドにも明記されている。オピニオンボイス（投書箱）は学生・キャリア支援課職員が毎日回収し、提出された意見や要望を学生・キャリア支援課で確認してから回答している。なお教員との検討が必要なものについては、各教員と職員で検討を行い、回答している。また改善が必要な案件については、関係部署と連携して対処するよう努めている。

留学生の学習については、大学において開設されている日本語科目に出席し日本語教育を行っている。これは日本語教育を専門とする教員が担当している。また、生活面の支援においても留学生教育支援センターを中心に、関係教員と連携を図って対応している。

社会人学生の学習については、個々の諸事情に合わせた対応を行っている。履修指導についてはゼミナール担当教員や教務課および学生・キャリア支援課職員が行っている。学則においても、長期履修制度として規定しており、職業を有しているなどの事情により、2年間の修業期間を計画的に3年または4年に延長して履修することを希望する学生に、審査の上でその履修を認めることができるとしている。また、長期履修を認められた者が長期履修の必要性がなくなった場合における履修期間短縮申請も可能である。長期履修制度を利用する社会人学生が在籍している。

学内のバリアフリー化として、主だった場所にはエレベーターとスロープを設置している。車椅子での使用が可能なトイレも設置している。令和3年度には、学内のトイレの改修工事を実施し、これまで以上の衛生的な環境を整えた。

学生のボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり募集が減ったが、社会情勢的に活動可能になった時期にあわせ、積極的に取り組んでいきたい。本学が指定するボランティア活動や学生個人により申請を行ったボランティア活動に、規程の時間を参加することにより、単位が認定される仕組みを整えている。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職や進学などの学生の進路に関することは、大学にとって重要なことである。そのための支援として学生・キャリア支援課職員と専攻の教員が連携して学生の支援に当たっている。

短大部全体としては、キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡを開講しており、キャリアデザインⅠでは「社会人」とは何か、その基礎的理解と自己分析を試み、キャリアデザインⅡでは社会人基礎力の到達度を振り返り、将来の社会人のイメージを構築する。その中で、自己アピールの方法など自己分析も行う。食物栄養学専攻については、学内での企業説明会やインターンシップを例年実施している。こども学専攻は、三重県社会福祉協議会、人材センターが主催する保育・福祉に関する就職フェアに参加し、就職活動に生かしている。

資格取得、就職試験対策等として、公務員試験受験希望者や教員採用試験受験希望者に対して、教職教育センターを中心に支援を行っている。また公務員を希望する学生は、公務員試験対策のためのサークル「ぐりとぐらの勉強会」のなかで、教員のサポートのもと、勉強する環境を整えている。

専攻ごとに卒業時の就職状況を集計分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用することができている。

こども学専攻では鈴鹿大学こども教育学部への編入を推奨している。年度当初に、全学生を対象としたこども教育学部への編入に関する説明会を行っている。今後こども教育学部と連携をし、さらに学びたい学生を育成し、こども教育学部への編入を推奨していく。留学についてはCOC（地域連携）・国際交流センターを中心に案内を行っている。海外学術協定校への留学を案内しており、海外研修Ⅰ～Ⅳを卒業単位として認定する制度がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生に対して一人一台のパソコン所有を必須化し、授業において使用を奨励しているが、科目によりその使用については差異がみられ、すべての科目において活用がされているとは言い難い。今後はすべての科目において情報通信機器の活用を推奨していく必要がある。令和3年度入学生より、進研アドの入学前課題を取り入れているが、その中で入手可能な入学予定者の学習状況のデータを有効利用し、これまで以上に入学後のきめ細やかな大学教育や指導に活用する。

進路への不安が高いこと、新型コロナウイルス感染症の流行以降 Web での説明会や面接が増え就職活動が思うようにできなかったことなどを踏まえて、より一層各専攻と学生・キャリア支援課が他組織と連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。さらに、就職率 100%を目指すためには、就職へのモチベーションを上げること、新規の就職先の開拓、就職希望先との連携、保護者との連携など、大学、就職先、保護者が互いに協力して、学生の就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。

一般企業を希望する学生については、早期に把握して早期に取り組む必要がある。入学当初は専門課程の資格取得・就職を目指しているので、就活が出遅れてしまうことが懸念される。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞  
特になし

## ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

3つのポリシーは、生活コミュニケーション学科および専攻ごとに明確に示している。また、教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培い、職業に必要な能力を育成するよう編成している。

学生支援については、これまでの新型コロナウイルス感染症対応が緩和されたため、これまで以上に教員と学生・キャリア支援課が連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。学生情報を教職員が共有し、一体となることで就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。特に、一般企業を希望する学生については、早期に把握して早期に取り組む必要があるため、支援時期の設定、内容等を見直す必要がある。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

## ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

専任教員の職位は、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程に基づき、厳正に資格審査を行っている。学位、教育実績、研究業績、制作物発表、そのほかの経歴など、短期大学設置基準第 23 条から第 26 条までの規定を充足している。教員の採用・昇任については、学校法人享栄学園職員採用規程および鈴鹿大学短期大学部教員選考規程に基づいて採用および昇任を判定している。また、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程第 9 条の規定に基づき、教員資格審査委員会を立ち上げ、厳正に候補者の審査を行い、審査の経過および結果を教授会に提出している。

教員組織は、鈴鹿大学短期大学部学則第 10 条により、学長、副学長、学長補佐、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置くことができると定めており、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づき専任教員を適正に配置している。

令和 5 年度の専任教員数は、教授 7 人、准教授 6 人および助教 1 人の合計 14 人（短期大学設置基準上必要とする専任教員数 14 人（うち教授 5 人））であり、短期大学設置基準に定める専任教員数は充足している。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

## [区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教

育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席など）は、教育活動に支障のない範囲で、取組を行うよう指示している。教員の主な研究業績・所属学会は、ウェブサイトの教員紹介ページに掲載しているほか、詳細な研究業績はリサーチマップ (<https://researchmap.jp/>) にて公開している。

専任教員が獲得している外部研究費などは、科学研究費補助金等外部研究資金獲得状況一覧表のとおりである。そのうち、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）は、令和5（2023）年度は1人採択された。科学研究費等公的資金に関して学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程および学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程により定めており、総務・財務課が適切に管理運営している。

専任教員が研究成果を発表する機会としては、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要および教職教育センター紀要を毎年発行している。紀要の投稿については、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要投稿・編集規程に基づき行っている。

研究推進センターの主催で、水曜日の午後の時間を有効活用して、以下のように全6回学術研究会を開催した。研究推進センターは、各教員の研究活動を間接的に援助する目途で、従来の学内に存在した研究に関する個別機関を統合し、令和4（2022）年度から新規に設立したものである。

開催場所はいずれも第一会議室で、16：30 から 18：00 の時間で開催、各回ともに本学教員、大学生・大学院生及び地域住民の出席をえて、発表者による発表後に、活発な質疑応答がおこなわれた。

第1回 5月31日（水）

古川 彰洋（国際地域学部 教授）

「海外教育旅行のリスクマネジメント～配慮的リスクに対するアプローチ～」

第2回 6月21日（水）

翠川 薫（こども教育学部 教授）

「最後の秘境ラオス～ためにならない話」

<p>第3回 7月19日(水)  紺田 俊(国際地域学部 助教)  「鈴鹿市のスポーツマネジメントー産学連携プロジェクトの取り組みを通じてー」</p>
<p>第4回 10月18日(水)  櫻井 秀樹(短期大学部 教授)  「有害鳥獣駆除とジビエ利活用の可能性」</p>
<p>第5回 11月15日(水)  川又 俊則(こども教育学部 教授)  「こどもが考える学校の存在意義を探るー日本教育保健学会共同研究「教育保健学的な視点からみた学校の存在意義」を中心にー」</p>
<p>第6回 1月17日(水)  渡辺 敏明(国際地域学部 講師)  「景観は誰のものかーコンテンツツーリズムの視点からの検討ー」</p>

すべての専任教員には、オフィスアワーなどを行うにも十分な広さがあり、研究を行う研究室を確保している。専任教員には、基本的に週1日の研究や研修などを行う時間を確保している。また、学校法人享栄学園担当授業時間数及び軽減措置に関する規程を定めており、授業時間数が偏らないように配慮している。

FD・SD活動は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部FD・SD推進部会規程に基づき、全教職員参加による研修会を実施している。

学生による授業評価アンケートを、前期・後期とも1回ずつ実施しており、その結果は学内に公表し、各担当教員の授業内容などの見直しの指標としている。

専攻の専任教員は、学習成果を向上させるために大学・短期大学部で設置している各委員会にそれぞれ1人以上は所属するように構成しており、情報共有を徹底し、教員・職員間での意思疎通を図っている。

専攻についての教員組織は確立しているが、状況に応じて各種委員会の改編に取り組む。専任教員は、大学設置基準を満たし、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程により昇任人事が行われ、全教員が適切な職位に就いているため問題はない。また、教育・学習効果を考慮し、科目群に応じて専任教員と非常勤教員を配置しているため、学習効果にも問題はない。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を整備している。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務局の組織体制は、学校法人享栄学園組織規程において、職制および事務分掌を規定するほか、事務をつかさどるため、学校法人享栄学園文書・表簿取扱規程、学校法人享栄学園公印取扱規程、学校法人享栄学園稟議規程、学校法人享栄学園経理規程、学校法人享栄学園資産運用規程などの規程を整備し、職員はそれぞれ専門的な職能を有して責任体制は明確である。講義関係は教務課が、学生・キャリア支援課は、さまざまな相談や支援に対しサポートをしており、就職に関する事務も行っている。事務局の構成は、総務・財務課、教務課、学生・キャリア支援課、入試広報課、図書館事務課の5部門で行っている。

事務の業務執行にあたっては、学校法人享栄学園稟議規程に基づき稟議決裁処理をとってから執行している。事務をつかさどる専門的な職能については、学園全体への貢献を考え行動する事を念頭におき、業務への専門性を向上し、課全体で連携をとり行っている。

職員に年度始めに自己目標を立てさせ、年度途中で自身の業務に対する向き合い方について、課長との面談、事務局長との面談を繰り返し意識の向上を目指している。物品購入も総務・財務課が統括し、購入しており、事務に必要な文具、備品管理も適切に行っている。

教員の研究活動については、先の基準Ⅲ-A-2に記載したとおり、科学研究費助成事業に1人が採択されている。研究推進センターで教員同士科学研究費助成事業獲得に向けて研究環境作りに努めており、年々採択される教員数は増加している。学校法人享栄学園研究費規程を改正し、業績によって個人研究費の金額に段階を定めた。教員の研究室については、現状設備で教育・研究や学生指導するにあたり、問題はない。

FD・SD 活動について、部会で研修会を企画し、教職員全員が参加するよう努めている。FD・SD 活動としては5回開催した。

令和5（2023）年度に行った研修会は、以下のとおりである。

#### 【研修会開催一覧】

開催日	内容	対象
令和5年6月14日	科学論の視点からみる研究不正の事例とその背景	教職員
令和5年9月20日	情報教学に関するFD・SD研修会	教職員
令和6年1月17日	「鈴鹿大学5つの力」評価のためのルーブリック作成と成績評価法基礎	教職員
令和6年2月21日	GPA 分析を踏まえた留学生の現状と学力向上に向けた支	教員

	援について	
令和6年2月29日	アカデミックハラスメントに関する研修会	教職員

学内研修会のほか、FD・SD委員会から学外研修会の情報提供しており、それぞれ参加し、教学・業務等資質向上に努めている。

以上のように本学では、学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

教職員の就業に関する規程は、学校法人享栄学園専任職員就業規則、学校法人享栄学園常勤職員就業規則、学校法人享栄学園無期常勤職員就業規則、学校法人享栄学園非常勤職員就業規則および学校法人享栄学園無期非常勤職員就業規則をそれぞれ制定しこれに基づいて運用を行っている。

教職員の給与に関する規程は、学校法人享栄学園専任教員給与規程、学校法人享栄学園専任事務職員給与規程、学校法人享栄学園任期付教員の任用及び給与に関する規程、学校法人享栄学園常勤助手給与規程、学校法人享栄学園常勤事務職員給与規程、学校法人享栄学園非常勤講師給与規程および学校法人享栄学園非常勤事務職員給与規程である。

採用については、学校法人享栄学園採用規程を制定しており、これに基づき運用している。

学校法人享栄学園規程集は、グループウェア（Google Workspace）上で常時閲覧可能である。規程の改定に当たっては、総務・財務課から電子メールで教職員へ通知し、遺漏のないよう周知し、就業規則の変更については、過半数代表者へ説明の上、労働基準監督署へ届出ている。

職員の超過勤務について、時間外勤務時間管理表を事前に提出し、各課長、事務局長の決裁を得た上で許可している。なお、教職員ともに出勤の管理は、出勤簿の押印により管理しており、毎昼休みに出勤簿の点検を行っている。

以上のように本学では、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

**<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>**

事務組織の責任体制および職員の人事管理については、人事育成が課題である。特に、教務に関する知識を有した職員が少なく、今後研修会等に積極的に参加し、業務の知識及

び効率を向上できるよう努める。

防災対策は、年に1回学生教職員合同の避難訓練を実施してきたが、本学は、鈴鹿市と「鈴鹿大学災害ボランティアセンター」として協定を締結しており、南海トラフ地震等災害が発生した場合、本学はボランティアセンターとして行政及び鈴鹿市と連携し対応する必要がある。この役割について教職員、学生全員に認識させる必要がある。また情報セキュリティについては、常に気を付けていかねばならない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学キャンパスは、併設の鈴鹿大学と同一のキャンパス内に設置されており、校地は、大学、短期大学部との共用部分と短期大学部専用の部分とがある。校地面積は、82,456 m<sup>2</sup>（大学との共用部分を含む。）であり、短期大学設置基準を満たしている。校舎面積は、7,343 m<sup>2</sup>（大学との共用部分を含む。）であり、短期大学設置基準に定める基準校舎面積を満たしている。

運動場は、17,175 m<sup>2</sup>あり、体育の授業だけでなく、令和5（2023）年度に再創部された女子ソフトボール部にも使用できるよう整備した。

障がい者対応として、A棟、C棟にエレベーター、車椅子対応トイレを設置、校舎はバリアフリー化されている。C棟1階に「みんなのトイレ」を設置し、性同一性障害に関する社会生活上のさまざまな問題を抱えている学生が使用できるよう環境を整えている。シンガタコロナウイルス感染症対策として、各講義室に消毒液を常備し、講義室内の喚起を十分に行い、感染防止対策を実施している。

C棟には、教育課程に基づく授業を適切に行うための講義室・演習室・実習室を設けている。実習室として、こども学専攻では、図工室、音楽室、ピアノ練習室を設けている。特にピアノ練習室には、電子ピアノを置き、自主的に練習が出来る環境と整え、学生から

要望があれば教員が指導を行っている。

図書館においては、開館時間は、前期は令和4（2022）年度度同様午前9時から午後6時20分であったが、後期は午前8時45分から午後5時とした。原則平日のみ開館しており年間開館日は224日である。閲覧座席数は、227席あり年間利用者数は9,885人、一日平均44人利用している。活字離れの現代において、利用者数を増やすため、毎月委員会で検討し、「図書だより」の発行、図書館入口のスペースを利用し、最新の話題本等情報発信を行っている。学生の自習空間を提供している。

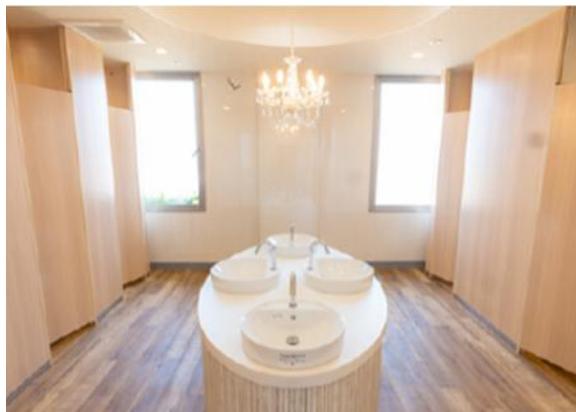
貸出状況は、令和5（2023）年度の貸出冊数は771冊のうち学生への貸出冊数は521冊であった。本学から他大学への文献複写依頼数は16件であった。大学との共用であるが、書庫スペースと閲覧室とを設置している。アクティブラーニングスペースとサイレントスペースに分かれているため、学生が自由に討論する空間と、自主学習する空間とに分かれて行うことが可能である。授業用の領域別参考図書、関連図書を随時補充している。図書の選定においては、附属図書館会議において選書を検討し、大学祭では古本のバザーを実施し、バザーで得た収入で学生からのリクエスト本を購入している。図書館においても講義室同様にコロナ感染症対策として感染防止対策を徹底し実施している。

体育館においては、令和4年4月にリニューアル工事が完了した。体育館面積は、1,745㎡あり、体育館内にあるミーティングルームは、講義や会議に使用することが可能であり、座学講義後、アリーナにて実践動作等を確認することができ、教員・学生に好評である。アリーナには観覧席（約120席）あり、地域住民賃借可能と周知している。地域のイベント等が開催される際には、強化クラブ生が積極的に参加し地域住民との交流も盛んに行われている。同時に体育館LAN工事を行いオンライン授業環境も整えている。また全館トイレリニューアルも行い、特にC棟1階に設置されている女性用トイレ（パウダールームの新設）においては他大学に無い本学独自のデザイン（鈴鹿市伝統産業伊勢型紙にて本学独自の「唐草華」文様と鈴鹿市の花「サツキ」）が施されており、学生にも好評である。学生・キャリア支援課に個別面談等幅広く利用できるスチール間仕切りを設置し、キャリア相談ができる体制を整えている。

学内のネットワーク環境についても改善を行い、回線速度をこれまでの1Gbpsから10Gbpsへ引き上げ、ほぼすべての校内においてWi-Fiを使用できる環境を整備した。さらにGoogle Workspaceを中心としたシステムを導入することにより、電子メールやオンライン授業等の充実が図られ、学生にとってより良い環境で学修ができている。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

【C棟女子トイレ】



【C棟女子パウダールーム】



〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備などの維持管理を適正かつ合理的に資することを目的に、学校法人享栄学園物件管理規程を整備し、消耗品の管理も含め、適正な管理に努めている。防火・防災対策のため、学校法人享栄学園防火防災管理規程を整備し、火災・地震の安全確保のため、消防設備、電気設備などの定期点検を実施している。避難訓練については、年1回学生、教職員合同で避難経路、避難場所の確認を行い、安全な環境保持ができています。なお、卒業生には卒業記念品として、一人ひとりに防災グッズを贈呈している。この防災グッズは通常は学内にて保管しており、万一の場合に使用できるよう保管している。

なお、鈴鹿市と「大規模災害時における避難場所としての仕様に関する協定」を締結、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と「災害発生時における相互協力に関する協定」を締結しており、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった合同訓練（鈴鹿大学災害ボランティアセンター設置運営訓練）を3月に実施し、近隣住民が一時避難所として本学に避難してきた際の大学に課せられた役割について再認識することができた。コンピュータシステムセキュリティ対策は、外部からの不正侵入を防ぐためのファイヤーウォールやアンチウイルスソフトの導入のほか、必要に応じたアクセス制限を設け、防御措置を講じている。省エネルギー対策については、エネルギー資源の価格上昇に伴う燃料費調整額の高騰により、大学全体で節電への取組として継続的に実施している。

以上のように本学では、施設設備の維持管理を適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

消防設備、エレベーターの老朽化に伴う設備の改修計画を早急に立て、実施していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実に努めている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

技術的資源は、全学的な立場から導入・更新の企画を立案、予算化し、実行している。具体的にはウェブポータルシステム (Campus Plan) を導入し、学務・教務情報システムとして教務連絡、時間割管理、履修登録管理、成績管理、シラバス管理、学生情報検索管理等を行っている。情報インフラの整備についても、授業のニーズに応じ、情報端末などの利用を可能にするため、整備を行っている。

情報技術の向上のための学生に対するトレーニングは、コンピュータ室2室 (B201・B202 教室) に設置されたコンピュータを用いて、情報系科目の授業内で行っていたが、新入生にはPCの必須化、在学生には貸出用PCを準備し、学生がコンピュータをいつでも利用できる環境が整ったため、令和5 (2023) 年度にはコンピュータ室2室を通常の講義でも使用できる講義室へ変更を行った。

学生には Google 及び Microsoft アカウントを発行し、Google Workspace for Education 及び Microsoft Office のアプリケーションが使用できるようにしている。貸出用PCには、情報系科目の授業や、ゼミナール、学生の個別学習に必要な次のソフトウェアがインストールされている。教職員向けのコンピュータは研究室や事務局に整備され、業務に必要な次のソフトウェアがインストールされている。

さらに学内のネットワーク環境については回線速度を 10Gbps とし、ほぼすべての校内において Wi-Fi が快適に使用できる環境となっている。Google Workspace を中心としたシステムを導入することにより、授業において Google Classroom を使用して事前予習・復習に活用し、電子メールやオンライン授業等の充実に努められるとともに、様々なアプリケーションを使用してアクティブラーニングを行っている。これらのことから学生にとってより良い環境で学修ができるようになった。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

【学生用ソフトウェア名】

種別	ソフトウェア名
OS	Windows 11 Pro
ブラウザ	Google Chrome
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2021 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook)
セキュリティ	Windows セキュリティ
PDF	Adobe PDF Reader DC
メディアプレーヤー	Windows Media Player

【教職員用ソフトウェア名】

種別	ソフトウェア名
OS	Windows 10 Pro / Windows 11 Pro
ブラウザ	Google Chrome
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook) Microsoft Office Professional Plus 2021 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook)
セキュリティ	Windows セキュリティ
PDF	Adobe PDF Reader DC
メディアプレーヤー	Windows Media Player
DVD 再生	VLC メディアプレーヤー

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

IT 社会の進歩にあった教員の情報技術の向上をはかり、プログラミングなど積極的に授業に取り入れることが可能になる設備を整える必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

令和 2（2020）年度から新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施した遠隔授業

ではあったが、同年度から全学的に導入した G Suite for Education により、課題資料提示型・オンデマンド型・オンライン型それぞれの授業が展開できた。これは全学 FD 研修会及び全学 SD 研修会により遠隔授業の方法や技能が共有されたことによるものであった。

学生にとっては学修課題の提出が増えたことはあっても学修場所や学修時間の選択に幅ができ、多様な授業が展開されて対面授業と同じ学生の満足度の高い学修の深まりがあった。このことは令和 2（2020）年度に実施した学生へのアンケート調査からも明らかになっている。

G Suite for Education は令和 3（2021）年度から Google Workspace for Education として機能がより充実したものとなり、全学 FD・SD 研修会を通してその活用法を共有し、遠隔授業のみにとどまらず対面授業においても常に活用し効率的で効果的なアクティブラーニングの授業展開が行われるようになってきた。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去5年間の法人全体の資金収支及び事業活動収支（法人全体・大学部門）は、下表のとおりであり、計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

資金収支の状況は、翌年度繰越支払資金の令和元（2019）年度と令和5（2023）年度を比較すると、22.6%減少している。特に、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度は、中期事業計画 Action2021～2025 の事業計画に基づき、キャンパスリニューアル事業を実施し、支出が増加したことで翌年度繰越支払資金が減少している。また、令和5（2023）

年度は、令和4年度及び令和5年度の入学生が激減し、学生生徒納付金収入の減収が大きく影響している。

◆過去5年間の資金収支

(学校法人全体)

(単位：百万円)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
前年度繰越支払資金	363	358	367	286	228
当年度資金収入	873	981	1,027	1,245	820
資金収入の部合計	1,236	1,339	1,394	1,531	1,048
当年度資金支出	878	972	1,108	1,303	771
翌年度繰越支払資金	358	367	286	228	277
資金支出の部合計	1,236	1,339	1,394	1,531	1,048

事業活動収支の状況は、支出超過が続いており、令和5（2023）年度の収容定員充足率は、法人全体で58.2%、短期大学部では32.2%のため、収容定員未充足による収入減が大きく影響している。このような状況を踏まえ、教育・研究水準の維持継続のために必要な予算は確保しつつ、経常収入が減少しているため、収支差額のマイナスが継続している。一方、人件費は、役員報酬の大幅な減額及び教職員の基本給平均20%の減額調整を実行したため、人件費比率は、66.5%となっている。経常的経費の支出は、効率化を図るとともに経費圧縮を継続的に実施し、教育研究経費比率は、令和5（2023）年度で51%となっている。

◆過去5年間の事業活動収支

(学校法人全体)

(単位：百万円)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
事業活動収入	909	963	877	754	679
事業活動支出	969	990	961	982	876
基本金組入前当年度 収支差額	△60	△27	△85	△229	△197
当年度収支差額	△70	△47	△184	△373	△201
翌年度繰越収支差額	△2,809	△2,856	△3,040	△3,413	△3,612

(短期大学部)

(単位：百万円)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
事業活動収入	190	159	145	163	98
事業活動支出	210	211	201	207	185
基本金組入前当年度 収支差額	△20	△52	△57	△44	△87
当年度収支差額	△27	△52	△57	△44	△87

貸借対照表の状況は、令和5（2023）年度末における財務比率で分析すると、純資産構成比率は83.1%となっており、全国平均並みの状況であるが、流動比率は88%、内部留保資産比率は△10.9%、積立率は7.8%となっており、「令和5年度版今日の私学財政大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）」大学法人規模別平均（令和4年度実績）と比較すると、平均より下回る結果となっている。

退職給与引当金については、退職金規程に基づき、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用規程及び資産運用基準を整備しており、規程に基づいた運用がなされ、運用状況については、常任理事会、理事会に報告している。

短期大学の経常収入に占める教育研究経費の割合は、令和3（2021）年度は41.7%、令和4（2022）年度は48.3%、令和5（2023）年度は58.8%となっている。各年度の比率が高い要因は、学生数の減少に伴い、学生生徒納付金収入の減収が割合を高めていることが要因でもある。施設設備、図書等の予算は確保され、資金配分は適切であるといえる。

公認会計士の監査意見への対応は、公認会計士による監査計画に基づき、監査を実施し、独立監査法人の監査報告書では、会計年度の経営の状況及び財政状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めている。

寄付金の募集は、令和2（2020）年8月から開始した「コロナで困窮している学生に対する緊急支援募金」については、令和2（2022）年3月末をもって終了したが、学術研究及び教育活動の充実を目的とする受配者指定寄付金、特定公益増進法人に対する寄付金（鈴鹿大学応援募金）の募集は継続するとともに、適切に行っている。学校債の発行は、行っていない。

短期大学の過去3年間の入学定員充足率および収容定員充足率は、下表のとおりである。過去3カ年の入学定員充足率および収容定員充足率は100%を達成することはできていない。また、短期大学部は、令和7年4月から学生募集の停止を決定しており、その影響もあって、令和6（2024）年度入学者数については、さらに減少した要因であると言える。

◆直近3年間の入学定員充足率および収容定員充足率（短期大学部）

※令和6（2024）年5月1日現在の学生数

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
入学定員	90人	90人	90人
収容定員	180人	180人	180人
入学者数	44人	37人	19人
在籍者数	91人	80人	58人
入学定員充足率	50.6%	44.4%	20%
収容定員充足率	48.9%	41.2%	32.2%

本法人の中期事業計画は、令和3（2021）年3月の理事会において、令和3（2021）年

度から5カ年の中期事業計画 Action2021～2025 を承認している。計画に当たっては、理事及び管理職を構成員とする経営教学ミーティングにおいて、意見交換を行い、関係部門の意見を収集するとともに、事業計画を策定し、ミッション、ビジョンを掲げ、目的達成のために取り組んでいる。

承認された中期事業計画 Action2021～2025 は、教職員全体会にて具体的に説明し、指示している。

年度予算は、前年度の3月に開催される評議員会で意見を聴取し、理事会で承認され、部門別で予算管理されている。予算の執行に当たっては、予算管理者の承認を得て、予算が管理され、学校法人享栄学園経理規程および関連諸規程に基づき、会計処理がされている。また、予算執行状況は、定期的に総務・財務課からデータが配信され、予算部門別に管理している。

日常的な出納業務は、総務・財務課の課員が担当を分担し、事務システム（キャンパスプラン）と会計システムのデータを活用しながら円滑な業務を行っている。

資産及び資金の管理は、会計システムで管理し、各種台帳および試算表で確認し、適正に管理され、事務局長を通じて理事長に報告している。

以上のように本学では、財的資源を適切に管理している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）は、教育活動資金収支差額が3カ年のうち2カ年以上赤字のため、令和5年度は「D2」となっている。

本学園は、中期事業計画 Action2021～2025 による経営改善計画では、令和7（2025）年度に短期大学部の学生募集の停止を決定している。

短期大学部の強み・弱みなどの客観的な環境分析は、行動計画の振り返り、評価を行い、課題を抽出し、強みは募集活動等にも積極的に広報している。弱みについては、改善に取り組むための具体的な行動計画について、事業計画に反映している。

学生募集が極めて厳しい状況の中、短期大学部の教学の魅力を積極的にホームページやガイダンス等で広報し、学生確保に努めている。18歳人口の減少、若者の県外流出率の高水準、社会情勢の変化など短期大学部を取り巻く環境は増々厳しくなっている。

人事計画については、大学設置基準上の最低必要教員数を念頭に教員数を配置し、中期的な人事計画を策定している。今後は、財政状況を踏まえながら、中期事業計画 Action2021～2025 に基づき、法人と緊密な連携を図りながら教職員全体の適正人数を管理しながら運営していくとともに、短期大学部の募集停止後の所属教員の配置について、人事計画を策定していく。

本法人は、中期事業計画 Action2021～2025 および単年度事業計画と予算について、その都度、教授会、教職員全体会で説明している。理事長は、全教職員を対象に学園の厳しい財政状況について説明を行い、今後の運営方針を述べ、危機意識を共有するとともに、教職員全員が一体となって取り組むことを確認している。

経営情報の公開は、学校法人享栄学園寄附行為第36条（情報の公表）に基づき、本法人の公式サイトにて年度別の事業計画、予算、事業報告、計算書類、財産目録などを公開している。

以上のように本学では、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和7（2025）年4月からの学生募集の停止を決定しているため、今後は限られた収入の中で、支出の削減に努める。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況  
なし

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学部は、令和7（2025）年4月からの学生募集停止が決定しているため、法人全体として、今後は、中期事業計画 Action2021～2025 に基づいて経営改善を履行するとともに、中間評価・分析を行い、計画の見直しに取り組む。また、安定的な入学者の確保に向け、高等学校（特に重点校）との連携やオープンキャンパスのさらなる充実等を図る。

さらに、支出削減については、業務の効率化等による経費の圧縮や人事計画の見直しによる総額人件費の削減などあらゆる方策を検討し、早急な経営状況の改善に取り組む計画である。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

箕輪田理事長は、学校法人享栄学園寄附行為に示されている目的に基づいて、各所属の運営状況を把握して経営に当たり、理事長は、学校法人享栄学園寄附行為第 11 条（理事長の職務）に定めるとおり、この法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事による監査を受け、理事会において決算及び事業報告書について決議し、決議を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告して意見を求めており、適切に業務を執行している。

理事長は、学校法人享栄学園寄附行為第 15 条（理事会）の規定に基づいて理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、理事長が理事会を招集するとともに議長を務めている。令和 5（2023）年度の理事会は、8 回開催し、

欠席の場合は、書面をもってあらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなしている。

現在の中期事業計画 Action2021～2025 は、認証評価の受審前に策定したものである。

認証評価に対する役割として、令和 5（2023）年度に受審する認証評価の結果は、理事会に報告し、次期中期事業計画の策定には、その結果が反映されているか審議することとなる。

理事会は、常任理事会（理事長、常務理事、理事、学長）において情報を収集し、評議員会に対して広く意見を求めるなど、常に大学の発展のために情報を収集している。

理事会は、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事選任規程により選任され、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事会会議規則により社会的責任及び法的責任を認識しながら大学の運営に当たっている。

理事会は、学校法人享栄学園寄附行為をはじめ、学校法人享栄学園理事会会議規則、学校法人享栄学園常任理事会運営規程、学校法人享栄学園管理規則、学校法人享栄学園理事会業務委任規則、学校法人享栄学園組織規程、鈴鹿大学学則、鈴鹿大学大学院学則など大学の運営に必要な規程を整備している。理事は、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事選任規程に基づき、本学園の建学の精神について十分な理解と本学園の健全な経営について学識及び識見を有しているものが選任されている。

理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）に基づき、学校法人享栄学園寄附行為第 6 条（理事の選任）により定められ、令和 6（2024）年 3 月 31 日現在では 7 名が選任されている。また、学校法人享栄学園寄附行為第 10 条（役員解任及び退任）第 2 項第 4 号には、役員退任事由として、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と定めていることから、学校法人享栄学園寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

学園財政が厳しい状況にあり、入学定員の確保や教学改革、財務の健全化を図るため、中期事業計画の進捗管理を組織的に実施し、役員、教職員がそれぞれの役割を果たし、学園全体で現在の課題に取り組む。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### <区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、短期大学部の運営全般にリーダーシップを発揮し、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営され、学習成果を獲得するための教学運営体制を確立している。

学長は、鈴鹿大学短期大学部教授会規程第5条（審議事項）、に「学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定め、特に教育研究上に関する重要な事項は意見を聴取している。また、学長をはじめとする理事、管理職で構成される経営教学ミーティングにおいて、意見交換を行い、その権限と責任において、教学の運営について最終的な判断を行っている。

学長は、鈴鹿大学短期大学部学長選考規程第3条（学長の資格）に学長となることができる者として定めている。学長は、高等教育の動向を把握し、本学の向上・充実に努めている。

学長は、学生に対する懲戒については、鈴鹿大学短期大学部学則第51条に「本学の規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、学長が懲戒する。」と定めており、懲戒に関する必要な事項は、鈴鹿大学短期大学部学生の懲戒に関する規程に定めている。

学長は、学校法人享栄学園管理規則、学校法人享栄学園組織規程、関連諸規程に基づき、公務をつかさどるとともに、人事計画に基づき、学科・専攻に必要な教員を配置し、効率的な業務遂行のための事務局組織と事務職員を配置するなど、所属職員を適切に統督している。

学長は、鈴鹿大学短期大学部学長選考規程に基づき、選考委員会が設置され、学長候補者を理事会に上申し、適切に理事会で選任されており、学長は、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、鈴鹿大学短期大学部教授会規程に基づき、各種委員会の審議を経て、審議事項について意見を聴取している。教授会資料は、事前に集約し整理され、教職員全員が閲覧することができ、学長は、審議された内容を学部長からの報告と議事録で確認し、適切な判断と運営を行っている。

学長は、鈴鹿大学短期大学部を定め、教育研究に関する重要な事項については、学長裁定として定め、教授会が意見を述べる事項を周知し、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、教授会の審議事項について、併設の短期大学部と合同で審議する事項がある場合は、学校法人享栄学園組織規程第23条（大学と短期大学部の組織の一体化）に定めるとおり、合同教授会を開催し、意見を聴取している。

教授会の議事録は、毎回作成し、議事録確認者の押印をもって完了し、事務局に備付するとともに、共有ドライブで確認することができるよう整備されている。

教授会は、学習成果及び三つの方針に関することは、重要事項として認識を共有しており、審議事項または報告事項として扱っている。

学長は、教育研究の諸課題を審議するため、各種委員会を規程に基づき設置し、委員会で協議された事項は、教授会に審議（提案）・報告され、適切に運営している。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、少子高齢化による18歳人口の減少、国際社会におけるグローバル化、AIの進化による情報環境の整備など、教育環境の変化に迅速に対応し、社会から必要とされる高等教育機関として、また地域の持続的発展に貢献できる人材を養成するため、質の高い教育研究と充実した教育研究活動が行えるよう学長がリーダーシップを発揮する。また、IR活動を推進し、各種データの分析を行い、今後の自己点検・評価活動の一層の強化を図る。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>  
特になし

## [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

### [区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人享栄学園寄附行為第 14 条（監事の職務）に基づき、学園業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況等を定例（隔月）で監査している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席を求め、出席している。議長から監事に必ず意見を求め、必要に応じて意見を述べている。

監事は、公認会計士監査の計画、方法及び監査結果の報告を求め、隔月で実施している定例監査では、会計帳簿、証憑書類、議事録の実査、照合等の監査を行っている。公認会計士による決算監査終了後には、公認会計士と監事との意見交換を行い、理事長、常務理事、学長及び管理職が出席する監事監査を踏まえ、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### [区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、学校法人享栄学園寄附行為第 18 条（評議員会）第 2 項に「評議員会は 11 人以上 19 人以内の評議員をもって組織する。」と定められており、令和 6（2024）年 3 月 31 日現在では理事 7 人に対して、評議員は 15 人となっており、理事の 2 倍を超える数の評議員を持って適切に組織している。

評議員会は、私立学校法に従い、学校法人享栄学園寄附行為第 20 条（諮問事項）に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項は、意見を聴取し、適切に運用している。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### **<区分 基準IV-C-3 の現状>**

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、本学のウェブサイト上で教育情報を公表している。

私立学校法及び学校法人享栄学園寄附行為第 36 条（情報の公表）に基づき、監査報告書、財産目録、収支計算書及び事業報告書を本学園のウェブサイトで公表している。また、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準についても、本学園のウェブサイトにおいて公表している。

令和 4（2022）年 3 月に制定した自主的な行動規範であるガバナンス・コードを活用し、建学の精神、学校法人運営の安定性、教学ガバナンス、公共性・信頼性、透明性の確保・情報公開に努めている。

#### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

内部監査体制を構築し、教学面及び経営面における監査活動を実施するとともに、公認会計士との連携を強化して監査活動の充実を図る。

#### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>**

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事会、常任理事会、経営教学ミーティング等の役割を明確にし、理事長による学園運営全般のリーダーシップ、学長による教学運営のリーダーシップのもと、PDCA サイクルによる改善・改革に全教職員が一体となって取り組み、学生確保及び教学内容の充実のための計画を確認しながら進める。